

間もらった資料で明らかであります。にもかかわらず、果樹園面積の拡大なり、あるいは生産量の増強なり、そういう点では、むしろ昭和三十六年以前のほうが成績は毎年毎年あがっていった。それはどういうわけですか。

○小林(誠)政府委員 昭和三十一年以降に植栽いたしました果樹につきましては、まだ成木になっておりません。そういう意味におきまして、面積では、全体におきまして、三十七年に見通しを立てました面積が終わっておるわけですが、生産量におきましては、見通しどおりの生産が上がつていないのは御案内のとおりでございます。これにつきまして、御存じのとおり相当災害がありまして、そういう関係から、本年と申しますか、四十年の生産も、九月の二回にわたる台風によりましてリンゴ、ミカン等に相当大きな被害があったということももちろんございまして、そういうことから生産のテンポがおそいということはあると存じます。

○西宮委員 要するに、この果樹振興法なるものは、内容的にきわめて貧弱だ、つまり、実際上の効果をおさめるほど、そう強力なものでないということが内容だと思ふのです。それがために、現行法の審議の際に、つまり昭和三十六年の審議の際に、これは与党、野党を問わず、その点が指摘されておった。要するに、内容がきわめて貧弱だったという一語に帰着すると思ふのです。

そこで、それならば今度の新しい法律は、そういう欠点を十分補っているかということが私どもの知りたい点なんです。その前にちょっとお尋ねをしますが、つまり、この前の法律によれば——この前といっても、現行法ですね、現行法によれば、認定は五年で終わる、つまり昭和四十一年の三月で締め切る、こういうことになっているわけですね。それは当時の法律としては、どういう意図のもとにそうしたわけですか。つまり、五年たてばもう満度に達する、飽和状態になる、だからその辺で打ち切ってしまうのだ、こういう趣旨

だったのですか。

○小林(誠)政府委員 果樹園の認定の請求期間を五年間に限る規定が三十六年の法律にはあるわけでございます。その当時といたしましては、毎年大体七百地区で、三千五百ぐらいの地区についてやってみようじゃないかという計画で行なっていたわけでございます。そういうことで、大体その地域について、地区と申しますか団地につきまして、認定が順調に進んでおるわけでございます。が、現在の段階で、五年たつて、そのときにもう一回考え直してみようじゃないかということが当初の立法の趣旨ではなかったかと考えるわけでございますが、いまその現状を見ました場合には、やはり今後果樹園経営計画の認定を進め、低利、長期の融資をすることによって、果樹農業を全体として振興していかなければならぬという基調は変わらないという結論に達しましたので、この際、その期限を十年間延長いたしました。五十年までこれを延長するというにいたしましたわけでございます。

○西宮委員 つまり、あれですか、いま三千何百とか言いましたね、その予定した地区が消化できなかった、したがって、それが消化できるまでやるのだ、こういう意味ですか。

○小林(誠)政府委員 毎年おおむね七百地区ぐらゐを認定するという計画でございまして、おおむねその目標を達成しております。達成しておりますが、その達成しております現状におきまして、さらに果樹園経営計画の認定なりあるいは公庫融資を継続する必要があるかどうかというのを検討いたしました。その必要があるという結論に達しましたので、その点を延長した次第でございます。

○西宮委員 昭和三十六年の法律審議の際の速記録等を見ると、その点について非常に明確な説明がなされておるわけです。私もそれを非常に疑問に思ふのだけれども、そういうふうに毎年七百地区、したがって三千五百、それが目標であつて、しかも、それが着々と行なわれておるといふならば、それでよかったですね。だから、

それにもかかわらず、五年たつたらもう一ぺんそのとき考え直してみようというのには、当時のお見通しとして、まことに無定見だといわざるを得ないと思ふのです。三千五百の目標を立てて、それが半分しか消化できない、だから、さらにあと五年延ばすということであれば、りっぱに計画性があると言えようと思ふのですが、その目標を完全に達しながら、なおかつその時点がきたら、またもう一ぺん考え直してみようというのは、少しおかしいのじゃないですか。

○小林(誠)政府委員 毎年の七百というのは、目標ではございまして、大体予定としまして七百ぐらい五年間やってみようということでございます。して、決してそれが目標というものではございせん。

○西宮委員 それは目標と言つても、予定と言つても同じだと思ふのだけれども、要するに、その辺までやろうというつもりでやつたので、それじゃ、法律は五年たてば、その認定の申請の期間は切れたわけですね。したがって、今日この法律はどうなつておるのですか。現行法はあるのですか、ないのですか。

○小林(誠)政府委員 その規定そのものは残っております。で、現在のところ、その認定の請求期間は、本年の三月末をもって切れたのでございすけれども、それに対して融資は、依然として続いております。で、法形式上も果樹法はそのまま残っております。お話をたけれども、いわゆる農業小六法に載っていないのは、どういふことですか。

○小林(誠)政府委員 農業小六法は、編集は会社のはうでやっております関係上、その中から落ちたのだと思ふます。で、これに載っておりますから、果樹振興法がなくなったのだといふことはございせん。

○西宮委員 会社がつくつた、いわゆる商業政策でつくつた本でしようけれども、しかし、開巻第一ページには、農林大臣坂田英一さんの序文が書いてある。その全体については、農林省の官房文書課の名前において解説が載つておるのです。そういうのは、政府と全然無関係だといふことになるわけですか。

○小林(誠)政府委員 確かに文書課がその中に参画いたしておりますけれども、実は、これは園芸局と打ち合わせて、園芸局が決して落としていいというのを言つたわけではございせん。で、その点につきましては、まことに残念でございまして、当然果樹法は重要法律であるべきものでございまして、その中に載せるべきものだと思ふたしております。

○西宮委員 まあ、それ以上言ひませんけれども、重要法律が載っていないなんというのには、まことにけしからぬと思ふのです。

それでは、いままで五年だったやつを、今度十年にしたのはどういふわけですか。

○小林(誠)政府委員 実は、この十年間にするか、十五年にするか、あるいは五年にするかという問題は、いろいろ意見があったわけでございます。これはなかなか将来の方向が予測できないということもございまして、それからあまり短期では、果樹の植栽、その影響があらわれる年というものの間の期間が短過ぎるという関係上、私たちが、将来この生産ないし植栽の目標を立てます期限を大体十年後に置いておるものでございまして、それと平仄を合わせて、十年たちましたら、またその点についていろいろ検討をいたしたいというので、十年間延長したわけでございます。

○西宮委員 それじゃあれですね、十年たつたら、またもう一ぺんそのときに考え直す、こういうことですね。

ところで、時間がありませんから先にまいりますが、三十六年の法律制定のときのいわゆる提案理由書には、果樹農業の健全な発展に寄与するためとつたわけでありまして、今度は、果樹農業及びこれを取り巻く諸情勢の変化のためというふうに書いてあるのですが、この果樹農業と

それを取り巻く諸情勢の変化というのはどうい
ことを言うわけですか。

○小林(誠)政府委員 果樹農業とそれを取り巻く
諸情勢の変化でございますが、果樹農業におきま
しては生産が順調に進んでおりますが、その中に
おきまして果樹は労働を投下する量がほかの作
目に比べて非常に多いわけでございまして、最近
の農村の労働力の逼迫状況から、その経営を合理
化していかなければならないということが考えら
れるわけでございます。

また、果樹農業を取り巻く問題といたしまして
は、現在の段階におきまして、果樹に對します需
要は非常に堅調でございまして、四十年の価格を
見てみました場合には、それぞれの果実の価格はわ
りあい強含みで推移しておるわけでございま
す。しかしながら、その生産のテンポあるいは海外
からの果実の輸入の情勢とその消費支出の状況と
いうものを勘案いたしました場合に、ものにより
ましては、将来需給のバランス上問題が出てくる
ものも予想されるということから、これについて
は計画的な植栽、生産というものをいまのうちに
立案し、これを推進していく必要があるのじゃ
ないかというのを考えまして、今回の法改正を
行なったわけでございます。

○西宮委員 そうすると、その言うところの諸情
勢の変化というのは、労働力が不足したというこ
とと需要が堅調である、こういうことですか。

○小林(誠)政府委員 需要なり海外からの輸入と
いう問題もあります。それからまた、海外におき
ますミカンかん詰めその他の輸出の状況というも
の、こういういろいろな情勢の変化というものは
現在もございまして、将来も起こるのではないか
というところでございます。

○西宮委員 それでは、いわゆる労働力不足、それ
からもう一つは、海外の問題も含めて需要供給の
変化というが、そういうことだと思ひますが、ま
ず第一に、労働力不足に對して、今度の法律では
どういふ対策を講じているか伺いたい。

○小林(誠)政府委員 この労働力の不足は、最
近、日本農業の中で非常に大きな問題になってお
ります。とりわけ果樹農業につきましては、そ
の問題が非常に大きな問題になっております。し
たが、いま、土地の生産性を上げると同時に、
労働の生産性を上げていくことを考えてい
かなければならぬ情勢だと存じます。したが
まして、国が果樹農業の振興の基本方針におきま
して近代的な果樹園経営計画の指標というものを
立てるわけでございます。そこでは一定の園地の
集団化というものを前提といたしまして、そこに
高性能の機械を導入して、共同作業というものを
前提といたしまして近代的な経営を推進いたした
いと考へておるわけでございまして、果樹に
即しまして、果樹園経営計画を立ててま
す。それから果樹園経営計画というその三つの
線、つまり国の基本方針、果樹園振興計
画、それから二人以上の農業者が行ないます果樹
園経営計画という線を通じて、その労働生産
性を高めていきたいというふうに考へておるわけ
でございます。

○西宮委員 いま、いわゆる国が立てる基本方針
あるいは果樹園振興計画に非常に重点を置いて
説明をしておったのが、これは、むしろない
よりはあったほうがいいのだらうと思ひます。し
たが、それにどの程度の期待をかけてそれを重視
しているわけですか、ちょっともう一ぺん……。
私の質問の意味が通じませんか。今度の改正案
は、さっき言ったように、諸情勢の変化というこ
とで、それに対応するためにやろうとしているの
は三つですね。一つは、基本方針なり振興計画を
つくるということ、二番目には、加工原料果実につ
いて、いわゆる団体ができるといふこと、三番
目には、経営計画に関する規定の所要の改正とい
うこと、これはつまり期間を延長するといふ問題
だらうと思ひます。その三つしかないわけでは
ない。その中で、国の基本方針なりあるいは果樹の振
興計画にどういふウエートを置いてあるかで
す。

○小林(誠)政府委員 国の基本方針におきまして
は、この法律にもございすように、一つは、果
実の需要の長期見通しに即しまして植栽と果実の
生産の目標というものを立てたいというふうに考
えておるわけでございす。従来は、果実は、果
樹の植栽と生産の見通しというものでございま
したが、それを、今後国の施策の方向あるいは果
樹の振興の方向を示す一つの目標、目安になるもの
を立てるというのを考へておるわけでございま
す。それで、その次に、植栽に關します自然的条
件におきましては、これは従来から果樹園経営
計画の一つの条件といたしまして、降雨量でござ
いますとかあるいは温度というものにつぎまして
の規定はあつたわけでございす。やはり今後
は、適地につきまして果樹を植栽していくといふ
方向を打ち出しますために、傾斜地の労働生産性
にも關係いたします条件、基準をひとつ定めた
といふふうに考へておるわけでございす。それ
から近代的な果樹園経営計画の基本的指標で
ございす。これは先ほども申し上げましたよう
な集団的な一つの単位でその生産性を上げていく
という意味におきまして、その最低限度というよ
うなものを打ち出して、その中におきまして反
当の労働量でございすとか、あるいは反當
の生産量というものを一つの指標を
示していきたいといふふうに考へておるわけで
ございす。そのほか、流通機構というものにつ
きまして、それぞれ合理化をはかる基本的な指標
を定めていき、果樹その果樹の実態に即した果
樹の計画を国の基本方針に即して立てていただく
として、その計画に基づきまして果樹園振興計
画をいろいろ指導する、国、県、果樹園振興計
画をいっしょに好ましい方向に進みたいといふ
に考へておる次第でございす。

○西宮委員 局長の答弁、作文としてはまことに
りっぱだと思ひますが、私は、いままで各種の
法律を見ると、要するに、いわばそのものずば
り、対策がないといふ場合に、こういう国の基本
方針とか県の計画とか、そういうものをつくらせ
ることになつてゐるわけだ。たとえば例をあげ
てみると、山村振興法の第八条とか、積雪寒冷地
帯のいわゆる積雪法の四條とか、酪農振興法の三
条とか、農山漁村の電気導入促進法の二條とか、
甘味資源の第九條とか、いずれも国及び県がこ
ういふ計画を立てるといふことは、法律で定めて
るのであります。こういう法律は、どれをとつて
みても、そのものずばりの対策がないわけでは
ない。それで、いわばこういうものをつくつてお茶
を濁す、そういう傾向が多分にあるわけだ。私
は、どうも果樹振興法についてもそういう感じが
してならないわけだ。果樹農業は、ことに昭和
三十六年にこれが提案された当時は、いわゆる選
択的拡大で、まさに時代の寵児だつたと思ひ
ます。全く花形であつたと思ひますが、そういう
ところでは基本法の関連法としてこの法律が制定さ
れたのだと思ひます。けれども、それにしては内
容がほとんどない。この点は三十六年の国会、あ
のときの記録を読まるとよくわかると思ひ
ますが、これは与野党、野党を通じて、だれも例外なし
にそのことをいわば酷評しておつたのですが、そ
のことは今度の新しい法律でもほとんど改正され
ておらない。そして新たに出来たのは、いまの
国あるいは県の振興計画、こういうことで、いわば
これでお茶を濁すのだというやうな感じが非常に
強いわけだ。そのことを私は非常に不満に思
ひます。そのほか、流通機構というものにつ
きまして、それぞれ合理化をはかる基本的な指標
を定めていき、果樹その果樹の実態に即した果
樹の計画を国の基本方針に即して立てていただく
として、その計画に基づきまして果樹園振興計
画をいっしょに好ましい方向に進みたいといふ
に考へておる次第でございす。

○小林(誠)政府委員 適地を、いわゆる地図の上
に落として示すといふことはございせん。自然
的な条件といたしまして、一つの気象条件とい
はしまして、その降雨量でございすとか、ある
いは温度といふやうな基準をひとつ示したいと思
つてゐるわけだ。たとえば例をあげてみると、山村振興法の第八条とか、積雪寒冷地帯のいわゆる積雪法の四條とか、酪農振興法の三条とか、農山漁村の電気導入促進法の二條とか、甘味資源の第九條とか、いずれも国及び県がこういふ計画を立てるといふことは、法律で定めてるのであります。こういう法律は、どれをとつてみても、そのものずばりの対策がないわけではない。それで、いわばこういうものをつくつてお茶を濁す、そういう傾向が多分にあるわけだ。私は、どうも果樹振興法についてもそういう感じがしてならないわけだ。果樹農業は、ことに昭和三十六年にこれが提案された当時は、いわゆる選択的拡大で、まさに時代の寵児だつたと思ひます。全く花形であつたと思ひますが、そういうところでは基本法の関連法としてこの法律が制定されたのだと思ひます。けれども、それにしては内容がほとんどない。この点は三十六年の国会、あのときの記録を読まるとよくわかると思ひますが、これは与野党、野党を通じて、だれも例外なしにそのことをいわば酷評しておつたのですが、そのことは今度の新しい法律でもほとんど改正されておらない。そして新たに出来たのは、いまの国あるいは県の振興計画、こういうことで、いわばこれでお茶を濁すのだというやうな感じが非常に強いわけだ。そのことを私は非常に不満に思ひます。そのほか、流通機構というものにつつきまして、それぞれ合理化をはかる基本的な指標を定めていき、果樹その果樹の実態に即した果樹の計画を国の基本方針に即して立てていただくとして、その計画に基づきまして果樹園振興計画をいっしょに好ましい方向に進みたいといふに考へておる次第でございす。

昭和四十一年六月一日

四

ております。それからまた、傾斜度というものも必要がございますれば、これを示すということによりまして、そういう意味で一つの条件は示しませうけれども、この地域、この地域というように地図の上にそれを落とすということとはございませう。

○西宮委員　それでは各果樹別に、種類別に生産の目標を示す、何ぼ生産するのだというその目標を示すということはやるわけですか。

○小林(誠)政府委員 生産の十年後の目標を示したいというふうに考えております。

○西宮委員　十年後の目標、いわゆる長期見通しは立てますね。長期見通しとは別個に、十年後に幾らつくるといふ生産量を決定するわけですね。

○小林誠 政府委員 生産量を決定いたしますと申しますと非常にきつくなりますが、十年後の生産量はこの程度を目安にするのが適当であるという数量を示したいというふうに考えておるわけがあります。

○西宮委員　そこでお尋ねしますが、たとえば昭和三十九年の十月九日に農林省の園芸局が発表しておる見通し等があるわけですが、それで見ると、これは例の答申の際にいろいろ審議会のほうから添えられた意見だけれども、それを見るとミカン、ナツミカン、リンゴ、ブドウ、日本ナシ、桃、クリ、これだけあがっております。しかし、どれをとってみても、もう満度にきているのではないかというふうな表現がなされている。特にミカンなどは、むしろ多過ぎて困るのではないかとというような見解、ナツミカン、リンゴ、ブドウ等においても、むしろ供給が一〇〇%をこえるというようなことです。桃の場合は逆に、新植面積が伸びない原因を検討する必要があるといっている。その他はほとんどそういう見通しだけれども、それについて一般的な見通しはどうなんですか。

○小林誠）政府委員　三十九年に三十八年までの情勢を考慮しまして、この見通しについての検討を行なったのですが、結論から申します

と、三十七年の見通しを改定する必要はないというところでございます。トータルにおきましては、やはり需要が供給をオーバーして過剰ぎみになるという点とか、相当迅速であるから、やはりその点については今後考える必要があるのではないかといふような意見だったかと思ひます。ナツミカンあるいはリンゴ等については、昭和三十七年に立てました見通しのときも、四十六年には需要に対して供給が若干過剰ぎみではなからうか、そのままのテンポで進みますれば過剰ぎみではなからうかという見通しを、すでに三十七年に立てている次第でございます。

○西宮委員 それはいづれにしても非常に重要な問題であるけれども、こまかい問題になりますから……。

それでは、そういう見通しのもとに、あるいはそういう目標を立ててそれに従って生産をコントロールしていくという場合には、コントロールの方法は何によるわけですか。

○小林(誠)政府委員 この法律は、作付統制とかそういうようなコントロールをするものではございません。ただ、国が一つの需要の見通しに即します生産の目標というものを立てまして、これを公表いたすことによりまして、現在の比較的高水準の価格の点について、将来はどうなるだろうかということについて果樹農業者が将来の方向についての一つの目安を得るということが考えられるわけでございます。そういう意味におきまして、この基本方針はそのような役割りを果たしますとともに、この基本方針に即しまして果樹園経営計画までつながります国、県、農業者という一つのルートを通じまして、政策的に融資なりあるいはその他の指導によりまして農家の御納得をいただいて、好ましい方向にこれを誘導していくという考え方でございます。もつとも、この果樹園経営計画の認定を受けない方々につきましても、やはりその方向に即して生産が行なわれますように県を通じました指導を行なっていくたいというふう

に考えておる次第でございます。

○西宮委員　いまのおことばのように、いわゆる作付統制などを強制的にやろうという意図のないことは法律を見て明らかですが、そういう点は、たとえば融資その他の指導によって云々という話だったんだけれども、それではその融資の面ですが、融資でもそういう目的を達する。つまりコントロールをしていくということなんだけれども、今日まで果樹が伸びてきておる実績の中で、融資、いわゆる制度金融によって伸びたというのは、大体どのくらいの割合を占めていますか。

○小林 誠 政府委員 果樹植栽の融資でございますが、これはいろいろの制度があるわけでございまして、一つは、果樹園経営計画に基づきます果樹園経営改善資金というのがございます。それから農業構造改善推進資金というのもございます。

また農業近代化資金、これは前二者と違ひまして、系統の資金を利用する近代化資金でございますが、それと無利子の農業改造資金がございます。これの実績を全部積み上げてみますと……。

○西宮委員　発言中たいへん恐縮ですが、実は、私もそういう資料を持っておるわけです。ですから、いわゆる制度金融がたくさんあるのは承知なんだけれども、ただ、そういう制度金融でやってきたのは、今日まで伸びてきた植栽あるいは生産、その大体半分程度なんですよ。だから、私は、融資でコントロールすると言うならば、それはせいぜい半分にしか及ばないんじゃないかというのを言いたかったわけです。それに對するお答えをお願いします。

○小林誠 政府委員　融資は、大体お話のように、約半分くらいの面積になっております。新植面積の半分でございます。そういうことで、あとのものはどうするかというお話でございますが、果樹園経営計画の認定というものと融資というものは、直接の結びつきはないわけでございまして、自己資金で果樹を植栽される方につきましては、なるべく果樹園経営計画を立ててもらって、効果的な経営をやっていたかということ、そ

れを推進したいというふうに考えておる次第でございます。

○西宮委員 私が言うのは、コントロールの手段として、たとえば知事が計画をつくって、それによってチェックしていくということになるんだらうと思うんだが、それならば、なぜ知事が計画をつくるというのが任意にまかされておるわけですか。これは義務じゃないわけですね。

○小林誠 政府委員 この改正案におきましては、農林大臣の認定という制度を県の果樹農業振興計画についてとっておりません。それは知事の判断にまかされておるわけでございます。ただ、この問題につきましては、それぞれほとんど全国、果樹については終わっておるわけでございますし、その大部分の県がこの振興計画を立てられれることを期待しておるわけでございます。重要な県につきましては、その県の農業振興上必要なものでございますので、任意な規定にいたしまして、当然この振興計画が立てられるものというふうに考えておるわけでございまして、いずれにいたしましても、この法律を運用いたしますには、県、県というものが一つの統制とかあるいは命令というような関係ではなくて、同じ基盤に立ちまゐりまして、好ましい方向に進むべきだというたてまえをとっておりまゝです。その意味におきまして、これは立てなければならぬというような規定にはしなかつたわけでございます。もっとも、この計画が立てられない場合は、その県内の果樹園の経営計画というものの認定も行なわなくなるわけでございますし、またそのために、それによります公庫からの融資の道もこれが行なわれないというところに将来はなるわけでございますので、そういう意味におきまして、やはり果樹農業者というものを育成していくという立場に立ちますと、県の当局におきましては当然その計画を立てるものというふうに考えておる次第でございます。

○西宮委員 時間がないので、大事なことがお聞きできないで残念なんですけれども、あと二、三、点だけ簡単にお願いします。

知事が認定をした場合、金融機関がこれに拘束されるのか。この法律の第五条にある、これこれの場合には「資金の貸付けを行なうものとする」という、その字句の読み方はどういふものですか。

○小林(誠)政府委員 この「資金の貸付けを行なうものとする」という規定でございしますが、これは果樹園経営計画の認定が行なわれた農家に對し資金の融通は、公庫が行なうのをたてま

えとするという事でございまして、公庫といたしましては、認定いたしました場合にも、いろいろこの農業者について、金融機関としての観点から当然審査をしなければならぬという点があるかと思ひます。したがって、この「ものとする」といふのは、公庫から行なわれるのをたてま

えとするんだという事でございします。○西宮委員 そうすると、実際には、融資をする場合も、しない場合もあるというわけですね。○小林(誠)政府委員 これは、この規定によりまして公庫の融資を義務づけるという事でござい

ませんが、この認定が行なわれたものにつきましては、果知事が認定したものでございしますから、それを尊重しまして、ほとんど大部分の場合融資が行なわれておりまして、そのために問題

が生じたという例はございません。○西宮委員 その金融機関は、当然に自分の責任においてリスクをしなければならぬと思うの

ですが、その関係はどうなりますか。○小林(誠)政府委員 公庫のリスクの問題につきましては、これは公庫一般の貸し付けのリスクと

同じことだと考えておりまして、これは滞賃償却の積み立て金という制度があると思ひますので、その焦げつきまじつた場合は、それによりまして処

理されるものと考えております。○西宮委員 この法律の解釈として、いわゆる「行なうものとする」といふのは、これはどう考

も、従来もそのとおりについていないものもあるという話ですが、第四条にも同じようなことばづか

いがあるわけですね。知事はこれこれのものが出てきた場合には「認定をするものとする」といふのがある。この場合も、認定する場合もあるし、し

ない場合もある、こういうことですか。○小林(誠)政府委員 これは知事が認定する立場にあるんだという事を規定しておると思ひま

す。したがって、果の計画に沿いました計画書が出てきました場合は、当然認定をするといふことになるものと考えております。

○西宮委員 その辺が、ことばづかいとしてきわめてあいまいだと思ひます。第四条のほうは、次の各号の要件のすべてを満たしたときには

「認定をするものとする」というんだから、これは当然に、次の各号の要件のすべてを満たしたときには認定をしなければならぬという意味です

よ。これは、だれがどう考えてもそのとおりだと思ひます。それ以外には例外はないと思ひます。それは、金融機関を拘束するであらう第五条の場合

は、判断は金融機関にまかされていふということだと思ひます。ところが、ことばづかいとしては、ど

つておると思ひます。これはむしろ公庫が貸すという規定になっております。○西宮委員 貸すといふことを義務づけているなら

ば、それはまた話が別だと思ひます。そのうう判断は公庫にまかされていふのです。その前提として、行政機関の認定が必要だ。たとえば、同じようなものに住宅金融公庫というやうなもの

があるわけですね。しかし、これは知事の認定も何も要らない。住宅金融公庫の判断で貸し出しをして

いる。これは当然どつちかにすべきだと思ひます。非常にあいまいで、責任の所在をきわめて不明確

にしているという点で、私は問題だと思ひます。さらに知事の場合には、この点も私は問題だと思ひ

ます。基本方針のほうにはないのだけれども、知事の計画の場合には、生産の拡大及び流通の合理化といふことを条件にしているわけですね。だから、

そういう見通しを立てたない流通面まで知事に責任を負わせるというの重大問題ですよ。その見通しあるいは責任を負わせるという事は非常に

重大問題だと思ひます。けれども、時間がないので、残念ですが終わりますから、その一点だけ答えてください。○小林(誠)政府委員 お尋ねの点は、二条の三の

三項の関係だと思ひますが、これは、都道府県知事が、その県の主要な果樹、自分の県で一番重要だと思ひ果樹の中で、その生産の安定的な拡大をはかり、それから流通の合理化を推進するとい

うために、一つの団地をつくる必要があるといふうふうに認めましたときは、その団地についての形成の方針をこの計画に盛り込みなさいといふこ

とを書いておるのでございまして、そういう意味におきまして、流通の合理化を推進しなければならぬ。もっとも、これは当然、都道府県知事とし

ましては、生産から流通に至ります果樹農業の振興といふことはからなければならぬと思ひわけ

でございすけれども、それを義務づけてはいないわけでございます。

○大石委員長代理 森田重次郎君。○森田委員 まず最初に、本法案に関連いたしまして、農林大臣の御所見をお伺ひいたしておき

たいと思ひます。これは大きい根本方針についてであります。いま果樹振興に関連して日本の実情を見ますと、果樹相互間の競争が相当激烈である。それから最近貿易自由化の関係で、バナナの輸入が相当多量に

ある。それから労働力が減っているという点と、そして将来に備えるために、いまリンゴを一つとてみましても、品種の更新をしなければなら

ざいますが、全般的に果樹の需要は相当伸びると見ております。もともと、果樹の面においても、かんきつ類など非常に伸びるものと、リンゴのようない、ある意味においては相当すでに伸びておるといふことが原因であるか知りませんが、伸び方が非常に少ないというものが、これらに対して、バナナの輸入というものの相当影響するのではないかと、この関係がございまして、それらの輸入の規制の意味合いにおける関税を、現状のまま多額の関税をもつて進めてまいる、こういう方向にいかなければならぬと存じております。

なお、リンゴにつきましても大きな問題は、先ほど申されましたとおり、品種の更新という問題を特に重要視してまいりたいと存じます。要するに、現在の果実に対する需要は非常に進んでいて、いままで四十六年までの需給の見通しをやりましたわけでございしますが、大体においてやはり需要が非常にふえておるのでございまして、それらに即応して、生産の面は、果樹類全般として需要の伸び方よりも、生産の伸び方が現実においては少ないわけでございします。したがって、まだまだその点については心配はないと思うのでございしますが、しかし、将来の面からいいますと、無限にこれは増強するものでもない。もちろん、需要はさらに私どもは増強するには違いないと思ひます。思ひますけれども、これに即応して生産のほうとのつり合いがどうなるかという問題については、三十六年にこれらの法律を制定いたしました当時よりも、その点については、ものによつては相当考へていかなければならぬものもある。これはいいますぐではございせんけれども、長い十年の後の状態を見ると、そうだと思います。そういう点においては、特にリンゴの面においては、その点が考えられますので、私どももいたしましては、リンゴの品種の更新という問題に相当力を入れていかなければならぬのではないかと。こういうふうな、まことにざっぱくございしますけれども、一応の方針として、さような見通しを持って

進めてまいりたい、こう考えております。

○森田委員 それではいまの方針で、ぜひひとつ生産者に夢を持たせるような政策をしていただきたいと思ひます。

そこで、次の問題は、リンゴの輸出の問題でございまして、これは通産省の方あるいは外務省の關係の方に御答弁をお願い申し上げたいのでありますが、その前に、局長のところへ、旧来の方面へどの程度の数量を輸出しているか、最近の年度でけっこうでございしますが、その数量並びに外貨獲得の総額など、ひとつ簡単に結論だけ御答弁いただきたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 リンゴの輸出でございしますが、これはおもに東南アジア地域でございまして、三十五年、六年とも約一万五千トンでございしますが、三十七年には一万七千トンになりまして、三十八年は一万四千トン、三十九年は一万五千トン、おおむね一万五千トンくらい輸出をしております。四十年はフィリピンとソ連が増加しまして、合わせまして二万トンをこえてまして、金額では約十億一千円くらいになっております。

○森田委員 大体東南アジアが中心のような御報告でございましたが、そこで、私は、新しい領域として、ソ連をどう見ておるかということについて、実はお伺いしたいのであります。一昨年、私は藤山先生にお供をしてソ連へ渡りまして、フルシチョフ首相にも面会いたしました。当時フルシチョフ首相から、何か希望はないか、希望があれば、大体何でも聞いてやるからというふうなお話もありましたので、特にこの首相から紹介されて、貿易關係をつかさどっておる最高の責任者に面会をいたしました。リンゴの輸入、つまり、ソ連側の輸入についてどう考えておるか、特にシベリア地方は果実が非常に不足しておるやうに聞いておる、われわれ青森県としては、リンゴが非常に多く生産をされて、その輸出先を求めておると同時に、ソ連のほうでとれておるニンジンがあるから、このニンジンとピーターすることによつて、将来の領域を拡張していききたいものだという

希望を申し入れたのでありまして、その後、だれへ連絡すればいいかというふうなお話でしたから、青森県知事に連絡をしてもいいと申しましたら、県知事に連絡があったそうなんです。そうして県知事がわざわざ、ほかにも物件があったのでしようが、ソ連を訪問しまして、その際、この問題に触れて、ごく少量の貿易關係、ニンジンとピーター等の問題が取り行なわれるようになったというのであります。この問題は、私は、将来リンゴの貿易先としてはきわめて重要な場所ではないかと実は考えておるのであります。ソ連へ参りまして、ソ連のリンゴ等も至るところの席で拝見いたしました。が、われわれ青森県のリンゴと比べて、必ずしも質のいいものとは考えられないような実情であります。そこで、これを一体どういう方法でソ連へ売り込むことができるか、この問題について、通産省の責任のある方並びに外務省の方から、特に経済外交を銘打っておる現内閣でありますから、これらの問題をもっとお世話願えないかというのことに對して、いままでの御経験なり、また将来の見通しなりについてお伺いいたしておきたいと思ひます。

○原田説明員 まことに先生御指摘のとおりでございまして、私も、リンゴのような消費物資がソ連圏その他の地域にどんな輸出をされて、特に日本で名高い青森県あたりのリンゴが、そういうおいしいリンゴを食べたことのないやうなソ連の方々に食べていただけて、喜んでいただけて、消費がふえるようにするのが非常に望ましいことだと考えております。ところが、日ソ間の貿易は、従来貿易協定の交渉をいたしまして、できるだけ私どものほうからは、そういう日本が売りたい品物を買ってもらいたいというのを申し入れております。またソ連のほうからも、ソ連の売りたいものを売り、ソ連の買いたいものを買いたいという話し合いがございまして、双方の希望をまとめて、大体こういうところできいこうという取りきめを結んでおる次第でございします。ただ、ソ連側では、どうしても工業化政策でございします

結果、機械プラントの輸入といったようなものに重点を置きがちでございまして、そういうものに輸入の外貨をよけいに使つてしまひますので、消費物資みたいなものにはなかなか順番が回つてこないというきらいがございします。それで、一般の貿易協定のほうに、沿岸貿易の協定と一般に俗稱されておりますような消費物資、特に極東地方の特産品といったようなものを中心にしまして、消費物資の交換をしようではないかという話し合いを進めまして、これが一応実を結びまして、大体最初のうちは五百万ドル程度にしかならないけれども、五年間くらいの間には倍くらいにしようじゃないかということ、お互いにどういふものが売れるか、買えるかというやうな品物を並べまして、検討いたしまして、その中にはこちらもちろなりんごを掲げまして、その中にはこちらを買っていただきたいと向こうへお話をしまして、申し入れたわけなんです。向こうもその点は了承いたしました。買える限りにおいてできるだけ買うようにしようということ、リンゴというものがその取引の表の中に入つております。したがって、現在のところでは、一応道だけは開かれたという形になっております。

ただ、日本側のほうでは、リンゴは全然輸出の規制をしないどころか、輸出は奨励したい品目でございします。どなたでも売りたいという国へ幾らでもお売りになればいいという体制になっております。ところが、ソ連側のほうは、これはソ連の貿易のたてまえといたしまして、できるだけ売った範囲で買うといったやうな、いわゆるピーターというやうな形をとつたのであります。しかし、今度の場合にも、私どものほうは、必ずこちらが買わなければ売れないという形で、たとえば信用状でございしますとか、そういうもので結びつけるというところは好ましくない、売れるものはどどん売れるようにしたいということ、ございします。形式上は、リンゴも何らの規制なくどどん向こうに売れるという形式にはなつてゐるわ

けでございす。したがしまして、今後はそういう仕組みを通じて、できるだけこちらの商談を向こうに持ちかけまして、リンゴをたくさん向こうに買ってもらうように努力するという方向でまいりたい、こういうふうに考えております。

○鶴見説明員 ただいま通産省の原田次長からお話しがございましたとおりでございまして、対ソ向け、昨年におきましては、すでに先生御存じだと思いますが、約二千六百八十トン、金額にいたしまして約三十万ドルというものが、ソ連向けにリンゴは輸出されておるわけでございす。それで、そのソ連との間の貿易のやり方あるいは形態というところにつきましては、ただいま通商局の原田次長が言われたとおりでございまして、沿岸貿易のはうの品目の中にリンゴというものがあつておるわけでございすので、今後とも引き続き、日ソ間の貿易の協定の検討というものを毎年行なつておりますが、そういう際に、さらに沿岸貿易の伸長、その一環としてリンゴを買つてもらふという形で、引き続き先方に申し入れをしていきたいというふうに考えております。

○森田委員 その問題は、時間の制約もありますので、この程度にいたしておきまうが、もう少し外務省なり通産省なりで、私はお世話を願いたいと思ふのです。こつちから民間使節といったかっこうで向こうへ行きまして、常駐するわけにはまいりませんし、私は、外交上の機関、あるいは通産省のはうの方も向こうへ駐在しておいでになるはずでありますから、これらのあつせんをもつと積極的によつてほしい、こういうふうに考えておりますので、これを希望いたしておきまう。

次に、リンゴの輸出につきまして、南洋方面へ輸出する場合は、輸出の検査の規定が何かがある、青森県のリンゴでも神戸を通らなければならぬように制約されているように聞いているのですが、ソ連に輸出するにいたしても、あるいは南洋方面へ輸出するにいたしても、これはやはり青森港も貿易港として認められてゐるのでありますから、あそこで簡易に——簡易にという

のは、ほかへ持つていかないという意味での簡易に取り扱うことのできるようなたてまえにしても、たいに地元では考えているのですが、この見通しについてお伺ひいたしておきまう。

○森本政府委員 リンゴの輸出の関係で、検査らしいものは、輸出品の検査ということと、それから植物防疫上の検査というのがある。また、横浜とか神戸とか、そういうところに検査所がございまして、常時検査をする体制になっておりますが、青森のはうは常時輸出をする荷がないというふうなことで、残念ながら、現在まで検査所を設置するところまで至つておりません。ただ、青森のはうから、青森港から出した、その際に青森港で検査をしてくれという御要望がございまして、少し前から横浜の検査所から係官を青森に出張させまして、一定の期間常駐をして、青森県で検査をして、そこから輸出できるようにということ、配慮をいたしておるわけでございす。

なお、そういう問題につきまして、円滑にいくという問題があれば、十分青森県と連絡をいたしまして善処をしていきたい、そういうふうに考えております。

○森田委員 いま簡便な方法を取り計らつておるという御答弁でございす。それは簡単にいへるわけになつておる。何かしら手続なり、実際上なかなか困難なようなふうにも伝へ聞いているのですが、その辺どんなふうになつておりますか。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、従来は多少問題がありましたけれども、最近では出張をいたしまして検査をし、かつまた、検査の手続についてでもできるだけ簡便にするということで、打ち合わせをいたしておるわけでございす。もしまた不十分な点があるれば、今後十分打ち合わせしていくようにしたい、こういうふうに考えています。

○森田委員 それでは次の問題に移りたいと思ひます。

そこで、二十年後の生産数量の目標と品種の問題でございす。この間青森県へ参りました。これは長野県は長野県で県の計画を立てているでしょうし、青森県は青森県で立てているように見えるのです。これはいまここに資料を持ってきた。青森県は、いま国光と紅玉は青森では総生産量の八〇％になつておる。それを二十年後には国光が三三％、紅玉が七％、それからいま最も多いでやつておられますスターキング、これとゴールデンは現在は一〇％に満たないはずであります。それが将来スターキングは三〇％、ゴールデンが七％、さらに新品種としてフジが一五％、陸奥が八％、レッドゴールドが三％、インドが三％、その他というふうになつてゐるのであります。

〔大石委員長代理退席、館林委員長代理着席〕
そこで、私は、まず本案の眼目になるものだと考えて、きつめてこれを重視しているものであります。と申しますのは、もう議論するまでもなく、一ぺん品種更新をやりますと、それが育成して成果を上げるのに十五年、二十年の歳月を要する。その後になつてこれを切りかえるというふうなことは、とてもそれは耐え得るものではない。そういう点から考えて、一ぺんこういうふうな方針をきめたということは、これはもう生産者にとつて絶対的な性格を持つものと私は考えるのであります。

そこで、先ほどの御答弁を聞いておりますと、何かこれは知事に大体まかせるといふようなこと、何うでありますか、そんな程度のものかしらということなんです。というのは、国が全体を見て、國民の二十年後の果実に対する需要はどの程度になるだろう、他品種との調和をどうせなければならぬかという大所高所から見た上でなければ、こういう方針というものはきめられるものではないはずなんです。そこで、こういうふうなきめ方を一たんしてしまふのですから、これに對して、県知事がきめたんだから県知事のほうで責任持てばいいだろうでは、国として私は責任がなさ過ぎるという感を持つのであります。はたし

て、こういうふうに青森県できめた、それに対して国のほうは一体どれだけの関与をしておつたものであるか、また、こういう品種をきめる科学的根拠というふうなものはいくらあることなのか、これがあまいであつてはならないはずだ。私は思うのであります。どの程度の検討を加えて、その根拠に基づいてこういうふうなきめたのだという理論的根拠というふうなもの、国の責任というものをここで明確にしておいていただきたいと思ふのであります。この点に對して御答弁を願ひます。

○小林(誠)政府委員 最近、紅玉あるいは国光等の需要が伸び悩んでございまして、それを反映いたしまして、先ほどお話のございましたような新品種あるいは優良品種というものが植栽されておるわけにございまして、これをどうきめるかということにつきましては、最終的にはその農家の御判断にまかせたわけでございすけれども、新品種の対策をいたしましては、国におきまして試験研究機関で育成されました新しい品種、優良品種というものにつきましては、農林番号を付しましてそれを公表いたしておるわけでございす。また、民間でもいろいろ新しい品種が出てくるわけでございす。それは農産種苗法に基づきまして設置されました農業資材審議会というのがございす。その中に種苗部会というのがございす。そこで専門家が集まりまして慎重に審議いたしまして、優良品種とみなされるものに対しては種苗登録という制度をとつておるわけでございす。そういう意味におきまして、その登録されたものの品種の周知徹底ということを通じて、生産者の品種選択に役立てたいというふうに考えておるわけでございす。また、需要の見通しにつきましては、これはリンゴ一本で出しておるわけでも、その中におきましては、今後新しい品種に對する需要がどういふふうな伸びるかということは、技術的に可能な限り、現在の流通量なり、あるいは各家庭に入つております消費量なりというものを分析いたしまして、それらの点

につきましても、これは見通しなりあるいはその目標というもののの中に織り込んでいきたい、それを各県ともいろいろ御相談申し上げまして、将来にわたって需要が伸び得る品種が植栽されますように指導したいというふうに考えておる次第でございます。

○森田委員 そこで、この問題は非常に大事な問題でございますから、ひとつ十分慎重な態度で御決定を願いたいと思っております。

次に、品種の更新についてでございますが、これは先ほど御答弁にもありましたが、われわれの県では、ほんとうは国光、紅玉などは私らはそう劣っているとも考えないのです。食べる時期がよくわからないので、いろいろ批判はされてくるようでありまして、たとえば国光のようなものは、甘味などからいって、決してほかのものに劣るものとは考えない。独特の風味を持っている。ただ、これを早くまだほんとの味が出ないときに食べるとか、あるいはまたおくれ過ぎるというところの問題があるのだと考えているわけでありまして。しかし、とにかく一定の方針でこれらのものの更新をやる。七、八〇%ある紅玉あるいは国光などがやめになって、先ほど申し上げたパーセントに切り下げられるということなのであります。

そこで、それなら、今度こういう切りかえをするということになると、どういう問題が起ってくるかということになれば、苗木の供給が即時問題になってまいります。青森県の計画等を見ますと、一期五カ年分として百万本を供給しようという計画のようでありまして。しかし、これは圃場整備の問題などでも相当の困難を感じるものと考えさせられます。なお、苗木のほかに、高つぎ法による増植の方針も考えられているようでありまして、これもまた優良品種に限って特にウィルス病という病気にかなりやすいという欠点を持つ。そういうようなことから、圃場整備あるいは病気の発生を防止する等で相当の費用がかかるわけでありまして。

なお、新しく全然切りかえるということになりますと、まだ必ずしも樹勢の衰えていない木を伐採して、そこに新しい苗木を植えるという、ここにリンゴ生産者の非常に大きな悩みがございます。一べん切りかえると、十五年、二十年たたたないとほんとうの成果はあげられない。しかし、これらの整備は絶対的な力ではない、現実から圧迫されている。やむを得ないから、泣く泣くいまの方向に出ざるを得ない。そして相当の資金をこれに投入せなければならぬ。しかもこうになるわけでありまして。そこで問題は、その生産があるまでの間、これらの生産者の負担というものは、切りかえという、ことばは簡単でありますけれども、これは実にむずかしい問題だと考えるのでありまして、これらの助成あるいは低金利の融資等、相当大幅に助成の道を講ずるのでなければ、とても切りかえなどということはできないもの、この場合は考えおるのであります。こういう場合における農林省の方針を承っておきたいと思ひます。

○小林誠政府委員 品種更新には相当多額の金を要しますし、一定の期間その資金が寝るといふことはお説のとおりでございます。そういう意味におきまして、品種更新事業につきましては、これを三年ぐらいの間圃場で共同育苗いたしまして、すぐそれを圃場に植えました場合に、それから実がなりますまでの期間をなるべく短縮したいということから、助成措置を講じておるわけでございます。

また、品種を更新いたしまして、新しく別に圃場をつくって、そこで新品種を植えて、そのあとで古い品種を切るということからいいますと、その間は非常に作付面積も多くなるといふことになりまして、あるいはそこで土地を取得する必要も出てくると思ひます。そういうようなものにつきましては、当然果樹園経営計画に基づいていろいろの融資制度もできます。また、未墾地取得資金につきましては、据え置き期間を延長される措置も考えておりますので、それらによりまして、できる

だけ融資を通じたことによりまして、農家の負担を軽減したいということをお考えおるわけでございます。また、改植のための土地基盤整備につきましても、三十八年にブルドーザーの補助等も行なっております。そういうことで、できるだけ果樹農業者の負担を軽減する方向でわれわれとしては対処したいというふうに考えておる次第でございます。

○森田委員 そこで、これは品種更新についての私の意見であります。しかし、どういう方針で農林省がやっているか、その点をひとつ伺いたいとしておきたい。

先ほど申し上げました、いまリンゴ界の寵児であるスターキングが青森県では三〇%、ゴールドンが七%というように、相当最高の立場を占めておる。これは、私もむろんこれでもいいのだという感じがするのであります。しかし、これは御存じのとおり大玉で、とても一つは一人で食い切れなはいほどの大玉なんです。きれいで、味がよく、大きくて、高くというのがねらいなんです。これが盛んに生産業者の間に競争になって、新品種、新品種と出ていっているというのが実情であります。私は、この傾向は、一つの生産者の収入の点等から考えまして、まことにけつこうな方針だと考えますが、しかし、これは一般大衆がなかなか手を出せないというところに、私は一つの欠陥があるような気が持たれるのであります。もしリンゴの将来というものを考えますと、どこか家庭でも食後には必ず一つぐらいのリンゴが子供らの口へ入るような形の食生活に将来入るものだ、そこでリンゴが大衆化されていく、こういうふうには私は考える。つまり、片一方はリンゴの大衆化の傾向だと名をつけるなら、片一方はリンゴの大衆化の傾向と私は名をつける。しかし、大衆化だからまずいものでいいという意味ではない。やはり味がよくて、しかも安く、そして長もちする、こういうようなことになる。そこで、私のきょう議論したいのは、小玉でいったらどうだろうという議論なんです。小さいもので、食後に一つ一人が食

べれば、ちよと手ごろな食生活になるのだというような意味の小玉を奨励する必要があるのではないかと、しろうとはありますけれども、私は直観的にそういうような考え方をしておるのであります。あちこちの場所へ行つてこの議論をしてみます。そうすると、理想論としては、先生の意見に必ずしも反対ではないが、生産者の現実としては、やはりいまの時点に立て、金がいり入るということが必要なんだから、その意味で、どうしても大玉のほうへいくことは押え切れぬもの、だというふうな議論をいたしておるのであります。しかし、これはリンゴの将来について、私は、大きい問題として、農林省ではつきりした信念を持って指導していくのでなければいけないような感じがする。新品種もまたそれに沿うような資格のものをつくるのでなければならぬという感じが私にいたしておるのであります。これに対してひとつ大臣、どんな御見解をお持ちになりますか、お伺いしておきたい。

○坂田国務大臣 実はずっと以前のことですが、私も関係しておったときに、輸出向きに一口で入る小さいものがないかという問題がございました。それで、その当時、輸出向きの小さいリンゴ、デザートにもそれが必要だということ、その当時非常にその問題を持ち上げてやったこと、ございまして、これは実際さういうことでございまして、いまおっしゃったように、安くても長もちができて、小玉でうまい、こういう品種ができませんならば、これは国内のみならず、輸出向きとしても非常に重要である、こう思ひます。私もその点については御同感でございますので、そういう点を技術の方面に私からも申し上げておきたいと思っております。

○森田委員 そこで、次は、労力を省力する問題について質問したい。要するに、バナナが入ってくるから云々というふうなことで恐怖を感じるようなことではしょうがないのであって、われわれはこれらと競争しても優にリンゴの将来性はあるものだという方向へ

持つていくのが当然だと実は考える。それには、何としても省力の中心となる機械化ということが基本になることは、これは明らかだと思ふのであります。そこで、スピードスプレーヤー、これは平坦地で行なわれているものでございまして、それから傾斜地においては、固定した設備で、スピードスプレーヤー同様の薬液散布の役割りを果たしている。リンゴの栽培経営というものは、何としても薬液散布が中心でありますから、ここを相当重視して、これに対して政府の政策の重点を置くことが私は必要だと思ふのです。そこで問題は、時間がないので、私のほうから若干内容を申し上げてみます。

これは青森県のある農村における実情であります。三十五馬力のスピードスプレーヤー、これがフルに活躍すると、二十町歩のリンゴ園経営にちょうど適応する力を持つておる、こういうのです。ところが、その部落でやっていた結果を聞きますと、大体十二町歩で一ぱいだという。そこに八町歩の差が出てくるわけなんです。なぜ八町歩の差が出てくるのかというと、そのスピードスプレーヤーを利用する組合員の持つていたリンゴ園がばらばらなところにあるので、つまり、一とこになくて、ところどころに散在しているの、それをぐるぐる回って歩いたロスといいますが、それが八町歩に相当する、こういうのであります。そこで、こういうような経営の方針では徹底した合理化にはならないのだ、だから、何としてもそのスピードスプレーヤー一台を中心として、その周囲にある二十町歩のリンゴ園の持ち主は、全部その一台のスピードスプレーヤーの利用組合員になるということを前提にすれば、これは一つの想定でありますけれども、そうすると、そのスピードスプレーヤーの能力は二十町歩に十分活躍ができるのだという結果になる。この方向へ私は農林省で指導の方針というものをきめてもらいたい、そしてこれを励行してもらえないかということを考えているのであります。これに対する政府の御見解をお伺いいたしておきたい。

○坂田国務大臣 いま申されたとおりでございます。私もそのとおりに考えまして、特に構造改善の面については、やはり薬剤散布の機械化という問題を重点的に私どもとしては指導しておるのであります。その際において、いま実情から申しまして、十町歩程度よりも小さくないということとを標準にしておるわけでございますが、実際二十町歩ということになれば一番理想的じゃないかと思う。いまのところは、いろいろの実態も考えながら、十町歩以上というところをねらいにいたしておるわけでございます。

○森田委員 それは農林省の迷いだと思ひます。つまり、自立経営で十町歩あたりがちょうど適当だなどという考え方は、小さなたのスピードヤーというか、薬液散布機を使ってやる時代の話なんです。いまはもうそんな時代をとうに飛躍してしまつて、一台の機械を精一ぱい使うために協業化していくという時代にも入つてきたのだと思ふ。ところが、農林省がその自立経営論を捨てかねて、協業化を徹底させるといふことをどうしてもやりたがらないような傾向にあるので、私は質問をいたしております。もう五反歩持つていようと、一町歩持つていようと、三反歩持つていようと、そのスピードスプレーヤー一台に集団的に加入すれば、それでもうけつこう全部うまくいくのだというのが私の見通しですが、だから、農林省が旧来の自立経営というふうなことをもう清算してもらつた時代が来たのだ、これを私は聞いています。大臣、どうですか。

○坂田国務大臣 私どものほうとしても、共同作業的にそれをやつていこうというので、いま最低を十町歩以上と考えておりますが、二十町歩になればなおいいのでありまして、でき得る限りそういう方向に進みたい、こう存じているわけでございます。ただ、いま二十町歩以上といいたしますと、もっと下でも少しやりたいという程度のもものが落ちて困るものですから、もちろん、二十町歩以上ということならばなおよろしいわけでございますが、いまのところ、十町歩以上ということ

にいたしておつて、実際はもっと広い意味、仰せのような方向にいけばなおさらけつこうであらう、こう考えているわけでありまして。

○森田委員 そこで、もう一つ、これに関連して質問したいことは、いよいよスピードスプレーヤーを入れようということになりますと、これは相当重い機械ですから、これがぐんぐん入つていかなければならぬ、したがつて、農道の問題がすぐ起つてくる。それと同時に、湿地帯が相当ある。この湿地帯のところではこの機械は入れない。ですから、どうしても土地改良をしてもらつて、暗渠排水のようなものを徹底的に奨励して、湿地を非常にいい畑にして、そうしてこの機械が入れるようにしてもらわなければならぬ、こういうことが一つの問題なのです。この辺の調査は一体農林省で相当やつてゐるものでしょうか。この点をひとつ……。

○小林(誠)政府委員 御説のとおりでございます。高性能の機械を入れますためには、農道その他生産基盤の整備に關します事項が必要でございます。したがつて、県計画においてその点についての計画を立てるということになつてゐるわけでございますが、ことに濃密生産団地というところで、流通なりあるいは生産の面から、濃密的にこれが団地を形成する必要があるという場合には、やはりその中の具体的など申しますか、いま申しましたような基盤整備の計画が果において立てられるものというのを期待しておる次第でございます。

○森田委員 そこで、青森県では、この点にはたいぶ力を入れまして、奨励してゐるようです。しかし、昭和二十九年以来、湿地面積並びに低地についてスピードスプレーヤーを盛んに共同防除のためにやれ、こう言つておられますが、これだけ努力しても、全面積のうちの三〇・八%しか進んでいない。これを早く全面積に及ばせるようにするのだ、こう考える。これは水田などの基盤整備の構造改善などと同じようなことなのです。何か特

殊な奨励方法を考えるのでなければ、これを全面的に普遍化することは困難だと思ふ。そこで、これは水田などの場合の構造改善と同じように、機械化していくためには、やはり機械などに対しては半額の助成をするというくらい、思ひ切つた政策をとらなければならぬと考えるのですが、これに対する農林省の見解を承つておきたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 お説のとおりでございます。果樹が重要な地域につきましては、農業構造改善事業として基幹作物として取り入れられてゐる地区が相当あるわけでございます。そこにおきましては、この機械の導入に対して五〇%の助成が行なわれます。また共同利用施設につきましては、農業構造改善推進資金が活用されるわけでございます。さらにまた、農業近代化資金においても長期低利の融資の道が開かれておりますので、それらを活用いたしまして、なるべく早く労働節約的な高性能の機械が導入されますことを期待してゐる次第でございます。

○森田委員 次に、今度は輸送対策について、国鉄にお伺いしたいのですが、国鉄のほうでは、なるべく品物がいたまないで、冷蔵設備で中央に送るといふようなことについて、現在どの程度の設備をしてゐるのか、また将来の見通しについて、簡単に伺ひたいと思ひます。

○今村説明員 国鉄といつたしましては、リンゴの輸送に対しては、大事なお客さまでございますので、非常に重点的な輸送をやつてゐるわけでございますが、いま先生のお話の冷蔵車による輸送といふのは、まだ本格的にはやつておりません。と申しますのは、冷蔵車はやはり魚と競合いたしますので、魚のほうに重点がいつておまして、リンゴの輸送については、大体普通の有蓋車でやつてゐるということでございます。冷蔵車の数量としては、現在五千両余り持つておりますけれども、魚と両方をやるということになりますれば、必ずしも十分ではないという状態でございます。

○森田委員 これは秋から冬季にかけては、必ずしも冷蔵車でなければならぬというのではないと思ひますけれども、もうそのあたりのあたたくなつた時期になりますと、やはり冷蔵庫から出したものをすぐ市場へ送らなければならぬのでありますから、これに対してひとつ特別な御考慮を払っていただきたい。もしこれを国鉄が急るといふことになりまると、民間の自動車のはうが相当多くなるのではあるまいかと考える。いずれにしても、業者としてはどっちでもいいのであります。特にこの点を御考慮願ひたい。

そこで、もう一つお伺ひしたいのは、貨車の配給の遅延の問題であります。これは、この間も私は現場で実際に調べてみますと、盛岡の局のほうの三戸地方への配車はわりによくまわっているといふことであります。ただ問題は、五能線から津軽、弘前を中心とした貨車の配給というものは、毎年のように問題になるわけでありまう。どういふわけか、この貨車の配給がこう不手ぎわになっているのか。御存じのとおり、倉庫から出して駅に山積みにして、一日も早く貨車の来るのを待っている。その間にリンゴの品質がいろいろの影響を受けて損傷するやうなことが出て、また市場へ送るタイミングを失う、こういうやうなことで、生産者としては非常に困っている。これに対して配車の円滑にいかない理由は一体どこにあるのか、まず先にその原因を承つておきたい。

○今村説明員 五能線その他の地区につきましても、配車が円滑にいかないという事情があることを私も承知をいたしまして、できるだけ円滑な配車に努力をしているわけでございます。実はあの地帯は、到着の車が非常に少ないために、関東地方なり、あるいは新潟地帯、あるいは秋田、山形地帯の空車を入れますと、その空車でまかなわなければならない状態でございます。これは去年でございまして、大体一日二百五十両くらいの平均で空車を入れておるわけなんです。またまたいろいろ雪害でございまして、あるいは去年は秋田の操車場が少し混乱いたしましたために、か

なり御迷惑をかけたように思つておりますけれども、こゝしは秋田の操車場も十分機能的に回復できまうので、また空車その他の計画につきましても、万全の措置をとつてまいりたいといふふうに考へております。ただ問題は、盛岡から青森まで、あそこはまだ単線でございます。いま鋭意工事を進めておるわけでございますが、これが完成いたしましたものと、なかなか空車を入れないといふやうな状況もございまして、目下御承知の第三次計画におきましては、東北本線なりあるいは羽越本線におきましても、複線化の工事を進めておりまして、こういうものがございまして、だんだんよくなつてくるというふうに考へております。

○森田委員 そこで、山形あたりへ参りますと、貨車が空車になつて、そしてすぐ新潟あたりのほうへ配車になる。したがって、なかなか弘前方面へは回らない、こういうことなんです。これは要するに、国鉄のほうでどつちへやつたほうがそるばん多くとれるかといふところからくるのではないかと実は思ふのでございまして。そういうやうなことでは、非常に大きい問題があると私は考へる。これは御存じのとおり、もと青森には鉄道管理局といふものがあつたのです。その時代にはこういうことはなかつたのです。ところが、これはどういふ理由かわからないが、函館、秋田、盛岡に三分断されて、いまほとんど権限のない出張所みたいなものがあつて、これらの配車等には口出しができないやうなやつになつてゐるらしく聞きます。しかもその上に、何かここに指令室といふものがあつて、ある程度権限を持つていたもので、今度は廃止するのだといふやうな国鉄の方針など聞いてゐるのであります。われわれとしては、少なくとも青森の管内においては、秋田管理局あるいは盛岡の管理局も十分相談して、この出張所に県内の車を操作させるだけの権限を与えるのが当然じゃないかと考へるのです。とにかくわれわれリンゴ県といひましては、国鉄にとつてもいいお客さまなはずだと考へてゐるわけで、それをこういうふうにどうも捨て

られてゐるということになれば、地元の方の憤慨するものも私は無理がないと考へます。これらのことにつきましても、将来どういふやうなことになるのか、ひとつ御答弁を得たいと考へておる次第です。

○今村説明員 先生のお話のとおり、私も思ひました。青森の重要な特産物でございまして、また私もとりましても非常な思いでございます。私ども、リンゴの輸送につきましても、決してないがしろにするやうなことはやつておりません。毎年地元の方々と協議もいたしまして、輸送計画を組み、先ほど申し上げましたやうに、毎日二百両からの空車をはるばる関東地帯なり新潟あたりから入れて送つておるやうな状況でございまして、そういうことで、私も思ひました。これは、このリンゴの季節には、この地帯におきましては、もうリンゴに最重点を置いて配車をやつておるわけです。お話の青森の出張所につきましても、現在二十名近くの人間がおりますけれども、そのほか、盛岡の駐在にも配車指令がおりますが、これは私も思ひました。通信の技術の開発もございまして、また要員の合理化といふやうな面から、指令は一応局のほうに統合する、これは実はほかの地区ではずいぶんやつてゐる問題でございまして。しかし、青森の出張所に権限を持たせるといふことでございまして、これは地元の荷主さんなりあるいはお客さまなりに十分折衝をして、その意向を十分にきき取つて局に連絡をして、直ちにその希望どおりのあれをやらせるといふたてまになつておりますので、権限はないとおっしゃいますけれども、これは出張所の職員が十分地元の御意向をくんで、その御意向を業務の上に反映させ得ると私も考へておるわけでございます。

○森田委員 そこで、この問題は、きわめて重要な問題である。つまり、あなたの方のほうから見ると、合理的に配車してゐると、こうおっしゃるが、ほんとうに合理的と言ふのなら、青森市ほど管理局を設けるに適當なところは、全国どこを見たらつて私はないと思ふ。片一方は北海道を控えておる。片一方は奥羽線、片一方は東北本線、そのかたがたないですか。そこからそれぞれの管理局をみなほかのほうに分散してしまつて、からにしておいて、そうして今日地元の人にいま申し上げたやうな迷惑をかけてゐるということになる。これは政治問題として、私はきわめて重要な問題だと思ふのです。ですから、それらの点を十分御考慮くださつて、今後ひとつ地方に配車する点については真剣にひとつお考えくださいまして、地元の要望にこたへるやうに願ひたいと思ひますが、これについての御高見を拜聴したいと思ひます。

○今村説明員 機構問題につきましても、これは非常に全国的に関連する問題でございまして、いまここで私が答弁することはできませんけれども、配車問題につきましても、先ほどから繰り返して申し上げましたやうに、私も思ひました。最重点を置いてやつておるつもりでございまして。しかし、おっしゃるやうに、いろいろ荷主さんの方々に御迷惑をかけてゐる問題もあることは承知しておりますので、今後は最重点を置いて、御不便のかからないやうに努力をいたしたい、かやうに考へております。

○森田委員 最後の問題であります。リンゴの加工の問題について、これはいろいろ私のほうにも疑問がありますけれども、時間がないうでありますから、結論だけひとつお願いしたい。文部省の方でいよいよしょうか。

○館林委員長代理 文部省から学校給食課長が出席しております。

○森田委員 リンゴの加工品の販路の問題あるいはリンゴのなまのまの販路の問題、これが一つの重要な政策だ、こう考へる。そこで、何とかリンゴのジュースを学校給食のほうに回してもらえないかといふことが一つ。それから、私が先ほど提唱いたしました、小玉でうまいリンゴ、こういうやうなものを学校給食のほうで取り上げてもらえないか。これは地元ではぜひとももらいた

いという要望があるわけでありまして。また、もう一つ考えますと、たとえば日本人はあまり牛乳を飲まない時代があった。ところが、学校給食をやったから、がぜん国民が牛乳の方向に向いた。パン食もまた同様である。そういう点から考えますと、やはりリンゴを学校の生徒に食べさせるということは、リンゴの将来にとってきわめて重要な問題だ、こう考えますので、文部省の方から、これらの問題について取り扱っておる現状と将来の見通しをひとつ伺っておきたいと思ひます。

なお、もう一つ、中小企業庁の方おいででしょうか。——われわれリンゴの生産地なんですが、これはなかなか需要供給の関係で、これを工業化するということについては、いろいろの問題があるようでありまして。このために、リンゴのジュースをつくりたいということで、地方の個人の研究所等を設けまして、そして研究で破産、倒産した方々が何人もあるのです。国家はこれをめんどろを見てくれない。私は、こういうような試験研究というものは、やはり国家としてこれを取り上げて、そしてある一定の成果を得て、市販のできるような力を持たせるまでは、やはり国家の助成というものは絶対に必要だと考えるのだが、この点についてはどうもうまくいっていないように思ひます。

それと、もう一つ。それはリンゴの加工業者というものは、わりあい小さい企業が多いのです。これがリンゴの供給のしかたがなかなかうまくいかなかったり、またせつかつくつったものの、ジュースなどの販路が安定していないという点で、これまた非常に困っているのではありません。こういうような点を考えますと、私は、中小企業庁ではこれらの加工業者をもっとめんどろを見てもらわなければいけないと思う。どうも中小企業庁という銘を打った庁でありながら、必ずしも下のほうのそういう点にはめんどろを見ていてくだらないような感じがしてならない。また、これらの業者の間へ参りますと、そういうような声を至るところで聞くのです。そこで、これらの販

路の点、あるいは工場経営としての程度まで旧来めんどろを見てくださったのか、また、将来これらについては、中小企業庁の使命にかんがみて、どういう方向にこれを持っていくかとするのであるか、それらの点もあわせて御答弁を願ひたいと思ひます。

○吉田説明員 ただいまの御質問に對しましてお答え申し上げます。

リンゴあるいはミカンその他の果実なり、あるいはその加工品を学校給食の中で適宜使用するにとつては、従来から文部省といたしまして、都道府県の教育委員会を通じて指導してまいりましたところでございます。悉皆調査ではございませんが、昭和四十年で、これらの果実の使用量は、推計ですが、およそ四万トン程度に達しているものと私も考えております。なお、最近における傾向を見ますと、相当大きな伸び率で、この使用量がふえるのではなからうかというふうに私も推察している次第でございます。

ただ、御承知のとおり、現在の各学校におきまして給食費の単価でございますが、わりあい低い単価でございます。昨年の全国平均で申しますと、小学校の場合一食当たり三十円余り、中学校の場合一食当たり三十八円余りでございます。こういう単価で、しかもパンとミルクとおかず、これを全部そろえなければならぬという現状でございます。その中で果実を相当多くとる、たとえば毎日とるといふようなことは、実際問題といたしまして相当困難が伴うということも、また否定できないと思ひます。

しかしながら、最近におけるわが国の果実の生産の進展状況、あるいは各家庭におきまして食生活の内容の向上、あるいはまた学校給食の内容を子供供たちにとって魅力のあるものにしていく、こういうような観点を考えるわけでございまして、私どもとしては、給食費との関連はございしますが、適宜この果実あるいはその加工品の摂取をふやすような方向で指導していただきたいということ、都道府県のほうへ指導しているわけでござい

ます。最近におきましては、先月、四月の十九日付で主管課長名をもちまして、各都道府県教育委員会の主管課長あてに、リンゴあるいはミカン、こういう果実なりその加工品を学校給食の中で適宜使用するようにとつて、再度通達を出しております。

こういう状況でございますので、ただいまの先生の御趣旨をよく体しまして、今後ともそういう方向で前向きに各都道府県を指導してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○金井政府委員 私ども中小企業に携わる者といひましては、中小企業の設備の近代化とか、あるいは協業化といふようなことによつて、中小企業のレベルアップをするといふような観点から、すでに従来とも中小企業の近代化資金助成法とか、あるいは近代化促進法といふような法律に基づきまして、たとえば前者の関係につきましては、国から五〇%の補助金を出し、府県も同額の金を出していただいて、所要設備の二分の一については無利子で近代化あるいは協業化をやります、レベルアップをする。あるいはまた一方、業種別の振興といたしまして、中小企業金融公庫から低利の資金を供給するといふようなことで、業者自体もみずからのそういう近代化とか、あるいは設備の高度化、協業化といふ点につきましては、年々予算等もふやまして、相当これについては利用していただく道を開いておるといふふうに確信いたしておるわけでございます。

それからもう一つ、試験研究の件につきましては、中小企業の技術改善費補助金という制度が、ごく近年におきまして中小企業のために特に設けられました。これは従来からございしました工業技術研究費補助金というものは別の観点から、特に中小企業のために力を注いでおるわけでございします。ただ、実際問題として、それあたりがほんとうに農産物の加工という点にうまく使われておるかどうかという点につきましては、率直な話、先生の御指摘のように、御疑問があるかと思ひます。この点につきましては、十分私どものほう

も改善すべき点は改善を心がけてまして、とかく中小企業庁というものは、製造工業、たとえば金属機械だとかあるいは繊維工業だとか、そういったようなものに多少重点が注がれておる向きもありはしないかというふうな反省もいたしますので、その点十分食料加工関係につきましても、そういう制度に自主的に乗つかれるように改善をして進めたい、このように思っております。

それから販路の拡大の問題という御質問でございますが、この辺、私ども中小企業行政全般といたしまして、製造業に比しまして、流通段階における施策がややおくれておるのじやないかという批判を、率直に言ひまして受けておるわけでございします。この点につきましては、特に物価問題等の関係もございまして、われわれ先年あたりから、流通段階における中小企業の近代化なり振興といふ点については、手をつけかけておりますけれども、この点につきましては、十分今後また相当やるべき点があるかと思ひますので、より積極的に考えてみたい、このように思っております。

○森田委員 もう終わりになる約束なんですが、一点だけ落としておったところがありますので、追加いたします。それは試験場の問題です。これはリンゴの新品種を創成するといふことは、試験場においてきわめて重要なねらいでなければならぬ、当然のことだと思ひます。はたしていままでのリンゴの試験場がそれにこたえているかどうか、私はそれに相当の疑問を持てているのであります。これは行つてみますと、試験場があつて、職員がそろつてはいるが、どうも試験の設備が不十分で、とてもそこでやれないとかなんとかといふようなことがひどく多いように考へる。青森県などでも、試験場などへ行つてみますと、昭和二十九年の時代と比べ、今日パーセントからいって、費用などがほとんど半分以下になつてゐる。私は、試験場といふようなものをもっと重要視すべきだ、こう考へる。その点について、旧来の実績、つま

り、新品種の創成という点に限ってきよう聞いておる。ほかにむろん試験場の使命がありましようが……。たとえば藤坂という試験場があった、田中稔博士がその試験場長をやつて、今日冷害に耐え得る品種を創成して、北海道あたりの相当の寒冷地帯でも稲作ができるようになってきた。かくのごとき画期的な新品種の創成というところに、私は学問の偉大さを考えさせられる。ソ連へ参りまして、ソ連のある方面へもこの品種が行つて、いまはほとんど世界的になつていて、言つても過言でないような実情であります。つまり、私が先ほど申し上げました、大玉で貴族化してうまいものも一方立てるのだが、一方小玉でうまくて長持ちして安いもの、こういう新品種をつくることに試験場などが全力をあぐべきものじゃないかと思うのですが、どうも寡聞にして、そういう報告を得ていない。私はあるいは間違つてゐるかもしれないから、この問題に関して過去の試験場の実績はたしていかん、これが一点、将来のこれに対する農林省の方針はたしてどうなるか、こういう点をお伺いしておきたい。

○久米政府委員 品種というより生産の一番基本的な問題につきまして御質問いただきました。非常にありがたいわけでございます。育種関係は特に時間がかかりまして、たまたまある時期になりませんと開花いたしませんので、この努力が非常に表に出ないわけでございます。特に果樹のほうに長い年月がかかりますので、これは釈迦に説法でございますけれども、品種それ自体が確立いたしますのに約二十年、それがさらに検定というふうな問題を考えますと、さらに五年という長期間にわたるわけでございます。したがって、先ほど、そういう時間がかかるから、品種の決定については非常に慎重であるというお話がございましたが、技術者といつても、品種の改良にあたりまして、どこをねらうかというのがいつも悩みの種になるわけでございます。

そこで、きょうのお尋ねは、品種に限定いたしまして、国の園芸の試験場でいかなる成果がある

かというお話でございますので、先ほどもお話の中に出ておりました例のフジでございます。これは藤崎のほうにござつた例のフジでございます。その翌年から、昭和十四年に手がけたわけでございます。実際にこれが動き出したのは三十三年からになつてゐるわけでございます。しかし、これは先ほどお話の中にも出ましたような小玉と大玉の中間をねらつたものでございます。おくてございまして、かつ、貯蔵力に非常に富んでおる。こういうことでございまして、私も具体的な成果としては、これが品種の上では一つの大きなものであると考えております。ただ、これはたまたまその時期に頭を出したわけでございまして、これに相当するようなものがまだほとんど状態の中でずつと努力が続けられておるわけでございまして、さういふ意味におきまして、やはり相当の時間をかけてやらなければならないというふうに考えております。

ただ、御指摘のような、そのための施設が十分であるかどうかという点につきましては、やはり盛岡工場を中心としたしまして、先ほど来生産の問題についてお話がございました病虫害その他を含めて、検討しておりますけれども、なおかつ、県の試験場との関連、そういうことが園芸関係におきましては非常に緊密な調整を要する問題と考えております。青森県の試験場と指定試験場の関係、あるいは相互助成の関係におきまして、緊密な連絡をとりまして処理をしまひたいというふうに考えておるわけでございまして、施設といつてもは必ずしも十分でないというふうに私も考えておるわけでございます。

○森田委員 それで最後は、大臣の御意見をお伺いいたします。

試験場に金を入れないということですよ。ずいぶん農林省も多くの予算を取つてゐるのでありますが、どうして試験場などを軽視するのか。近代科学化ということは試験場ということになるのです。それなら、試験場に相当な重点を置くという

のが近代政治の根幹になるのだという考え方がいいです。

そこで、青森県における実情を簡単に申し上げます。昭和三十四年にはリンゴ試験場の総費用が二千九百万円のうち、試験研究費七百九十五万円、その比率は約二六％、こうなつております。ところが、これを三十九年度の予算に照らしてみますと、リンゴ試験場総予算六千九百七十六万円、試験研究費が七百六十七万円、これはちつともふえていない。したがつて、その比率は、前には二六％であつたのが、三十九年度にはわずかに一％といふことになつております。まるで時代に逆行してゐる。青森県のような貧乏なところでは、県営の試験場で一生懸命努力してゐるこんな程度なんです。しかも国全体から見ても、試験場をあまり優先してゐないというふうに私は聞いております。

大臣、はたしてそれでいいでしょうか。坂田農林大臣に、今後試験場に相当な重点を置いて、来年度の予算はうんと取つてもらふように御努力あらんことを私はお願いしたいと思つてゐます。これに対する大臣の答弁をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思つてゐます。

○坂田農林大臣 森田委員からいろいろお述べいただいた、たいへんありがたいと思つた。確かに重要なことであると思つた。なお、詳細なことでは局長からお話し申し上げたいのでございまして、試験場全般としては、まあ最近は相当伸びてはゐるのでございまして、しかし、これ十分とは私も絶対考へておりません。特に園芸関係はさういふことであらう。これはどうしても農業行政は、やはり科学技術を行政の上にのせることであるといふことを私は強く感じておりますので、試験場の重要な研究費等については全力を注ぎたい、かように考へておるのでございまして。

○森田委員 これで私の質問を終わります。

○館林委員長代理 松田鐵藏君。

○松田(鐵)委員 簡単に伺ひたいいたします。ここにあるパンフレット資料に「果樹農業振興

特別措置法の一部を改正する法律案政令規定見込み事項」といふものがある。この中の第二の項に、「改正後の果樹農業振興特別措置法第二条第二項の政令規定事項」、これは現在の規定されておる種目からふえておりますが、ある場所において私は小林局長に梅の話をした。ところが、長野県の主要なる作物にアンズがあります。このアンズがこの中へ入つていない。梅とアンズとは種類が違うことになつておるのか、同一として考へておるのか、この点をまずお聞きしたい。

○小林(誠)政府委員 お尋ねの点でございますが、この法律の対象となります果樹をどう選定しましたかといふことでございまして、これは生産量が非常に大きくなつて、したがつて、作付面積も当然大きくなつてございまして、そういう意味で、果樹の植栽、栽培そのものも集約的に行なわれておる。したがつて、果樹園経営計画で、その経営の合理化をはかつていく必要があるといふような樹種を取り上げるという観点から、これを見ておるわけでございまして、したがつて、これまでその対象になつておりましたかんきつほか八種類の果樹のほかに、梅は一万ヘクタールも栽培面積があるわけでございまして、これを対象にいたしましたわけでございまして。

アンズにつきましては、これは販売数量がございまして、千四、五百トンといふことで、生産量におきましてもそれだけの大きなものを占めていないといふ点と、それからもう一つは、やはりこのアンズにつきましては、むしろ一県の中で、その県の果樹振興の対象として取り上げられるというところが適當ではなからうかといふふうな観点で、これはこの法律の対象とはいささない予定にしておるわけでございまして。もつとも、そう申しましたも、その振興をはかる必要がないといふことを申し上げておるわけでは毛頭ございせんので、農業構造改善事業でございまして、あるいは近代化資金でございまして、いろいろ助成措置はございまして、その地域の農業の振興の一環として振興されることを期待しておるわけでござ

ざいます。

○松田(鐵)委員 農林省と大臣は特に考えておかれなければならぬ。アンズというものは世界的な作物です。フランスの農民というものは、アンズを主体としてやっておる。また、東南アジアにおいても、アンズというものが非常に長寿の食物として考えられておる。アメリカは、またほとんどアンズというものに主力を置いておる。そこで、そういう世界的な重要な果樹であることを御認識されておるかどうか。長野県のような寒いところ、北海道のような寒いところの農民というものは、構造改善の中で融資の道もあると、ただいまの御答弁でありますけれども、もっともと積極的のうちにこういふことを考えられる必要があるのじゃないだろうか。私は四、五年前からこれに非常に興味を覚えた。たとえば長野県において反当三十万なり二十万なり上がっておる。また宮々として苦勞もされておるけれども、あの気候と北海道の気候というものを比べたとき、また満州においてもそのとおりだ。東洋民族としても西洋民族としても、非常に嗜好されるこのくだものを、もっと積極的に農林省は振興していく必要があるのではないかと思う。北海道の根室にさえるものがあります。まさか私はあんなところにあるものじゃないだろうと思った。ハルビンにもりっぱなアンズ園があるというので、寒地作物としてのたてまえからいったならば、ほんとうに重要なものである。ただ、作付がないから、生産が足りないという現在の立場ということと、世界的な果樹であるという点と、北海道のような寒地においてさえるこれが相当の収穫があるということを考え合わせれば、梅と同様にこれを振興していく方法を考えるべきじゃないだろうかと思ふのだが、この点大臣の御答弁を願いたいと思ふ。

○坂田国務大臣 これは、アンズの問題について、できる限りの努力はもちろん払うべきものであると思うのでございますが、いまのところ、先ほど局長からもお答えいたしましたように、ただいま

まの法律案としては、数量の非常に大きなものというものから一応は取り上げていくわけでございます。もちろん、これは先ほども申しましたように、その地帯地帯に重要な構造改善等の施設によりまして、単に融資だけでなしに、その他の助成ということもできるわけでございます。そういう方向で進んでまいるのでございます。もうひとつ、これはいまさしあたりの問題でございます。将来の問題といたしましては、これらの重要性が認められ、全体的にこれらはどうするかという問題にいくと思うのでございます。いまのところ、そういうことで、全体としてはこれはこの法律案の中には入れないわけでございます。

○松田(鐵)委員 いまこうしたときにおいて、現在の立場においてもを判断して、農林行政をやっているという考え方と、さきさきに北海道の農民は冷害に困り、そうして内地と違つて、ほとんど二十町歩なければ管農は立っていかぬというふうなときにおいて、救う道を考えるのに簡単な方法があるとするならば、それを政治の上において実行していくことが、少しくらいの無理があつたところでやっていると、いふお考えを持つことが、大臣としての考え方なからうかと思う。ただ事務的にものを処理するということからいったならば、いつまでたってもその域を脱しないことになる。私は、栄養の上からいって、また世界的な果樹としてあるものに、北海道、いふ日本の農林省がこれを振興していくという考え方を持っていないこととあれば、単なる事務的な考え方ではないかと思ふ。こういう点をあなたの実力をもって打破してもらふことが、農民が期待しておる坂田農政であろうと思ふ。そういうようにものを高度に考えて持つていく方針をとっていかなければ、私はりっぱな農政とは言われないんじゃないかと思ふ。事務的にのみこたわらずに、世界的な果樹であり、北海道のあの寒いところに適する果樹であるということからいったならば、いさし考えなければならぬ。構造改善によって行なわれるもの

は、内地のほうの各府県の村と北海道とは違ふ。

香川県一つくらいは町が幾つもある。それで、一カ町村には幾らという構造改善のワツはきめられておるのです。しからば、その構造改善のみでやつていけるかどうかというのを考えられるならば、幸いにしてこの法律が出て、私はこれはりっぱな法律だと思ふ。改正されたりつぱなものだと思ふ。前には、果樹を植えて三年据え置きで、十年年賦なんて、植えるなということと同じことになる。それを今度は十年据え置きで、育ててから金を返せというのだから、坂田農政というものは、私は、非常に画期的なりつぱな、農民に恩恵を与えておる改正法案だと思ふのです。そういう面からいったならば、いま一歩、いさし進めませんか。いままで言つた議論からいったならば、いまこでもって大臣が大いにやるべきだといつて、局長に対して命令されるのが坂田農政でなければならぬと思ふ。まあ時間がないからあまり言いませんが、ひとつ十分考へて善処されんことを希望いたします。実は、私は四、五年前から一年に五万本ずつ農民に与えた。ところが、残念ながら、管理のいいものは成長しておるけれども、あとはほとんど全部ウサギに食われちゃつた。そのウサギに食われたというところはどうしてかという、何せ山の傾斜面にみんなが植えたんだ。そこへウサギが出てきて、ウサギに食われちゃつて、非常な損害を受けた。しかし、それはまあ自分の管理が悪いから、そこに金網を張つてやる装置をして保護しなければならぬ。そういう面からいったならば、構造改善でもってわずかの金を借りてやつていって、金網代でなくなつてしまふ。そういう点からいって、こういうものに対して、寒地農業を振興するといふたてまえから、いさしそういう法律が出ていったならば、これによつてその道が開かれていくのではなからうかと私は考へる。こういう点をよくお考へあつて、ただいま御答弁を願わなくてもいいが、よく御研究されて、この法律案が通つた暁において善処されることを希望いたします。私の質問を終わります。

す。

○館林委員長代理 午後二時再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後二時十四分開議

○中川委員長 休憩前に引き続き開議を開きます。

質疑を続行いたします。華山親義君。

○華山委員 先ほど森田委員が御質問になりましたことと関連いたしまして、日ソ間の沿岸貿易とリンゴの關係についてお聞きしたいと思ひます。

いわゆる沿岸貿易につきまして、リンゴのことを具体的に考えますと、リンゴと、これは貿易のリストに載つておりますけれども、抱卵ニシンと、のパーターを考へる、ほかの魚類もありまして、これが普通考へやすい。日本でカズノコが珠玉のように高いのでありますから、考えられる。それで、パーターも国と国との間のパーターであるならば、私はいろいろ解決の道があるかと存じますけれども、あちらで魚類を出す。資料を持つておられませんので、ことばはあるいは正確を欠くかもしれませんが、そういうふうな産業団体とこちらの団体がパーターで行なう。したがつて、こちらから出したリンゴというものは、これはシベリアならシベリアの一般市場に流れるのではない。そういうふうな経済組織にあちらはなっていない。こちらから出したリンゴというものは、あちらの漁民に配給されるだけだといふ組織です。したがつて、あちらの漁業關係の組合といひますか、団体といひますか、そういうのは、リンゴよりも、むしろ雨がぱつとかあるいはゴム長ぐつとか、そういうものをほしがる、こういうところがあるのではないか。それで、この点につきまして、昨午、私がソ連に参りましたときに、極東貿易事務所長にこの問題についてお聞きいたしました。御要望もいたしましたけれども、この問

題は絶対に解決しなくてはいけないという印象を私は受けてきました。この問題の解決の出来ない限り、リンゴのシベリア輸出という事は非常に困難があるのではないか、こういうふうに考えますが、これについての御見解を伺いたい。

○鶴見説明員 たいだいま先生御指摘のように、沿岸貿易というものは、わがほうとソ連側のシベリア地域の極東貿易事務所、それがパートナーの形でなっております。したがって、たいだいま先生御指摘のとおり、先方の漁業組合がニシンその他を出しまして、そうしてその見返りということになりますと、確かに雨がぱらぱらと長くつとか、あるいは場合にによりましてはくつ下などというものもあるかと思いますが、こういうものを向こう側が希望しているようでございます。しかしながら、一応向こうの窓口が極東貿易事務所でございます。今後とも毎年ソ連との間で日ソ貿易協定の実績検討、タイプアップ、そういう場合に、そういう点の是正方を引き続き先方に対して申し述べていきたいというふうに考えます。

○華山委員 御答弁きわめて簡単でございますが、あちらのほうでは漁業組合というものがリンゴを輸入いたしましたも、それを一般市場に出してもうけをとるという組織がでないのです。そういうふうなことは、ソ連と日本との間の経済の組織の相違なんであって、私は打開ができないと思うのでございます。いまの御答弁でございます、打開ができるような印象を受けますが、そういうふうな方向に向かっておりますか、お聞きいたします。

○鶴見説明員 たいだいま先生御指摘のとおり、非常にむづかしいことでございます。先ほど先生もお聞きになりましたし、私からもお答えいたしました。漁業組合が魚を輸出した見返りには、自分たちの好きなものという、必ずしもリンゴに結びついてこないわけでありますが、しかし、政府レベルで話し合います場合は、一応向こうの沿岸貿易につきましての窓口は極東貿易事務所

所というものがござります。先方から輸出した代金をフルーブル計算という形で極東貿易事務所の方に渡さるものと努力をしてみたい。それが容易に実現するとは必ずしも申し上げられないと思ひます。また、従来の経験からも非常に困難だと思ひますが、引き続きそういった方向で毎年の貿易の検討会議をして、先方の注意を喚起して努力してまいりたいというふうに考えるわけであります。

○華山委員 そういふフル制ということをおもひ言いました。なかなか困難なようでございます。非常に気にかかるとは、ソ連の事務所長が、その際に、とにかくソ連の魚類を日本に出したんだから、その漁民がおいしいリンゴを食べたつてあたりまえじゃないか、ほかの人はやっておらぬのだ、こういうお答えでございます。そういうところに非常に困難があると思うのでござりますが、私のお願ひいたしましたことは、先ほど森田委員に對しての御答弁で、困難であるということをおっしゃらなかった。こういう困難があるんだということをおっしゃらなかった。この印象を受けて、非常に有望であるかのごとき印象を受けて、そして現地地であるいは果実団体なり、そういうものがむだな努力をしたり、むだな金を使つてみたり、そういうことがあるのではないか。これは相手のあることですから、政府は、困難なことは困難だ、こういうところに隘路があるんだということ、は、やはりきちんとおっしゃっていただきたいと思ひます。今後もういろいろなことにつきまして話がありました際にも、おっしゃっていただきたい。これは外国が相手のことでございます。それから、樂觀論的なことばかり言つておりますと、かえつて現地を困惑させると思ひますので、一言お願いいたしておきます。

○鶴見説明員 たいだいま先生御指摘のとおり、非常にむづかしいことでございます。先ほど先生もお聞きになりましたし、私からもお答えいたしました。漁業組合が魚を輸出した見返りには、自分たちの好きなものという、必ずしもリンゴに結びついてこないわけでありますが、しかし、政府レベルで話し合います場合は、一応向こうの沿岸貿易につきましての窓口は極東貿易事務所

ります。たとえば白桃を考えましても、岡山の桃は生食用として出荷される、そういうことでござりますが、これは伝統なり市場なり、そういう関係があるかと思ひます。しかし、たとえば山形県のようなところになりますと、これは生食用でなくて、かん詰め用に主点が出てきた。そういうふうな産地、産地によって販売先がみな特色をだんだん持つてきておるようでございますが、その点いかがでございますか。

○中川委員長 鶴見君に申し上げますが、前段に對する御答弁はありませぬか。

○鶴見説明員 先ほど先生の仰せられましたように、困難な点が多分にあることは事実でございます。それを十分肝に銘じまして、今後毎年毎年の際に努力をしてまいりたいと思ひますが、それがすぐに実現するかどうかにつきましては、もちろん、先ほどの先生の御指摘のとおり、困難だということをおもひ言ひたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 先生のお話のように、果実の中には原料専用につくられておる果実がござります。たとえば桃の中では、缶詰用という種類もござります。また洋ナシの中でも、山形ではかん詰め用が多いという場合もあるわけでございます。ミカン、白桃につきましては、生食用、それからかん詰め用、それぞれの用途があるわけでございます。白桃の場合でございますと、これは両方に使われておるわけでございますが、立地条件の関係上、山梨の白桃に比べましては、山形の白桃がむしろかん詰め用に使われておるというふうな関係で、地域によつてそのウェイトは違つておるものと考えております。

○華山委員 そういふふうな関係がござります。私、山形県のことを特に知つておりますので、自分の国のことを申しまして恐縮でございますが、果物のかん詰め業者は山形に非常に多いのでござります。全国的に比率も高いのでござりますが、取引先がもうそれに限らなくなつてきた。全国の業者が山形に集まつてきて、そして山形の原料を買つていく、こういうふうな傾向が昨年あたりからだ

んだん強まつてきておるわけでございます。したがつて、今度の法律によりまして、県というものを主体にし、あるいは県の農協を主体に考えていられるようでございますけれども、県農協の及ぶ範囲、あるいはそれに助力するところの県知事の力は、自分の県の栽培者あるいはパッカーには及ぶことができません。各県からばらばらに入つてくるそういうものにつきまして、うまくその間を仲介することができかどうか、非常に疑問に思つてござります。したがつて、今度の法律のように県を主とするほかに、やはりもっと中央の機関――全国の果実栽培者、それから果実を買つたパッカー、そういうものの間に立つところの機構が必要なのではないか、こんなふうに考えますが、いかがでございますか。

○小林(誠)政府委員 お説のように、たとえば山形の白桃でございますが、これは山形のみならず、静岡、宮城、福島、秋田、千葉というふうな数県にこれが出荷されておるわけでございます。県内の取引のみならず、数県にまたがる取引が行なわれるわけでございます。したがつて、今回の法改正におきまして考へておりますパッカーと出荷者側の協定の問題も、その実態に應じまして、県内あるいは数県にまたがる協定が取りつけられますことによつて、その原料取引の安定が期されるものというふうに考へておる次第でございます。

○華山委員 しかし、このたびの法律によつて、生産者は本県の者でござりますけれども、買つてはうがはか県の者であるということになりますと、それは非常に困難なものではないだらうかと思ひますが、いかがでございますか。

○小林(誠)政府委員 出荷者側とパッカーとの間の協定は、これは両者の合意によつて行なわれるわけでございます。したがつて、なかなかその利害が一致しないという面はあるかと思ひますが、そういうふうな広い地域にわたつて取引が行なわれます場合は、その協定がその範囲外にまで及ぶような当事者が参加することによつて、初め

て安定が期し得るものと思ひます。当初の出発点におきましては、全取引業者が協定を結ぶことはなかなかむずかしい問題だと思ひますけれども、今後そういう方向に従ひまして協定が結ばれるように指導したいと思ひておる次第でございます。

○華山委員 現在農林省の中に桃加工原料流通改善協議会というものがございいますか。

○小林(誠)政府委員 この件につきましては、青果物の流通改善という問題につきましては、これが数県にまたがる品目につきましては、農林省がそういう場を設けてまして、それぞれの関係者の御参集を求めまして、そこでお話し合いの機会をつくつておる次第でございます。

○華山委員 世の批判によれば、あまりにもサロンのたつて困るということがありますけれども、これを強化いたしまして、そして全国的なパッカーと生産者との間に適正な値段をきめるような機能を与えるというふうなお考えはございせんか。

○小林(誠)政府委員 たとえば白桃の問題でございますが、これは生食用並びにかん詰め用と両方にまたがっておりますのでございいます。そういう意味におきまして、価格問題が農家の側から見ましても、どれだけの生産費でなければならぬかという点が共用でございます。非常にむずかしい問題がございいます。またパッカー側におきましては、これは御存じのとおり、くだものかん詰めというものは、一年のうちで数カ月を行なうわけでございます。魚あるいは肉類その他の野菜というもので年間換業をやっております。その一環として行なわれるわけでございます。そういう意味で、その原価を出しますこともまた非常にむずかしい問題がございいます。そういう意味で、価格が幾らであるかという点について、有極的にこれをきめるとすることは非常にむずかしい問題でございますが、先ほども申しましたように、農林省が中心となりまして、そういう話し合いの場を通じまして、お互いの間に長期的な利益というの

はどこにあるかということを氣長にやっていくことによりまして、その取引の安定をはかりたいというふうな考えておるわけでございます。

○華山委員 大体かん詰めというのは、山形県あたりでパッカーがつくつております。相当大きな工場もございいますけれども、小さな工場もある。大きな工場の直轄した工場もありますけれども、そうでない限り、大体山形県でできたものというところは一つも書いてない。全部、たとえば国分商店であるとか、あるいは日東であるとか、そういうふうな名前を出しているわけでございます。ただそのレツテルを張るだけなんです。かんに印刷しているものを使ってやっているだけの話なんです。そういうふうな大きな会社、大きな販売の実権を握つておる会社、そういうものは、一体日本に何社あつて、そのシェアはどのくらいのものでございせんか。

○小林(誠)政府委員 そのシェアの数字はいまここにございせんけれども、トータルで申しますと、大体くだものかん詰めを製造いたします工場が千工場くらいあるかと推定されます。そのほとんど大部分は中小企業でございまして、その資本設備の上からも非常に零細である、また従業員も非常に少ないという企業が多いのでございいます。先ほどもお話がございましたように、ほとんど大部分のものは小さい企業でつくられていて、そのブランドが大会社のブランドが張られておるといふことがあろうかと思ひますが、そういう意味で、実際に製造いたしますのは中小企業のものがほとんど大部分であるというふうな考えておる次第でございます。

○華山委員 おわかりにならなければ、あとから教えていただいてけつこうなんです。何社くらいがいわゆるそのブランドの会社なんであつて、そのシェアというものは一体どのくらい占めておるのか。私は非常に少ないもののような気がしますが、どうでございいますか。

○小林(誠)政府委員 ほとんど大部分が中小企業によつて生産されておる。ブランドは、むしろ大

きな企業といひますが、問屋のブランドが張られておるといふのが實際だというふうな承知しております。

○華山委員 私が聞いておるのは、その問屋というものは一体何社くらいあるのかということなんです。そういう問屋がこのかん詰めの価格を支配しているのです。ですから、私はお聞きしておる。ただブランドのマークを貸しておるといふだけじゃないのです。全部そこに集中されて、そこで価格が決定されて、市場が決定するという仕組みになっておりますので、そこでは自由競争が行なわれない、ほとんど協定によつて行なわれておる実態があるように思われるのです。たとえば国分商店であるとか、あるいは日東であるとか、あるいは北洋漁業であるとか、そういうふうな、日本のかん詰め界、したがつて中小企業パッカーを牛耳つておるといふ会社というものは非常に少ないのではないかと。そうしてそれが大部分の市場のシェアを握つておるのではないかと。そういうふうな実態をお調べになっておると思ひますので、その実態をお聞きしたい、こういうことなんでしょうが、わからなければわからないでしかたがありません。

○小林(誠)政府委員 的確な数字を持ち合わせておりません。

○華山委員 私は、農民を保護する立場に立たれる農林省のお答えをいたしまして、非常に残念です。そういうふうにもうかん詰め用の果実というものは指を屈するほどの大きな商店によつて握られておるといふことを認識しておいていただきたいと思ひます。よく調べて、あとでも、あしたというわけにもいかぬでしようけれども、教えてください。

それから伺ひますが、このかん詰めというものは、一体どのくらいの値段がいいのかということとは別にいたしまして、大体かん詰めのコストというものは、これはものによつて違ひますが、桃なら桃、そういうものに限定してよろしうございしますが、かん詰めのコスト、その内容をお調べに

なつておると思ひますので、お聞かせ願ひたい。

○小林(誠)政府委員 かん詰めのコストでございますが、全体的に申しまして、原料代が非常に大きなウェートを占めておるといふことがいえるのでございいます。例を桃にとりまして申し上げますと、これは三十七年に調査いたしましたところ、輸出向けの白桃におきましては原料代が四一・五%、それから黄桃におきましては三五%でございいます。そういう数字が出ております。同じ時期におきまして、ミカンにつきましては、大体四〇%くらいの数字が原料代によつて占められております。

○華山委員 その原料代というのは、一体かんも入つたり、砂糖が入つたりなんかする全部でございいますか。

○小林(誠)政府委員 主原料でございまして、くだものでございいます。

○華山委員 それはあとでまた出所なんが教えていたいただきたいのでございしますが、私が山形県におきまして実地にいろいろな工場について調べたところによりますと、昨年、一昨年あたり、一昨々が主でございまして、それによりますと、大体三分の一がくだもの代金、あとの三分の一がいろいろの労賃とか営業費とか、そういうふうなもの、営業費なんかの占める割合は驚くほど少ない。そういうふうな実態なんです。私は、その点ひとつよく調べておいていただきたいと思ひますのでございいますけれども、そういういたしまして、かんというものは絶対に下がらない。いまのような鉄鋼業界で鉄鋼が下がつてきても、かんというものは下がりません。むしろ上がりぎみなんです。労賃というものは、わりあい占める割合は少ないけれども、これはほとんど動かすことができない。きわめて低賃金で、女の人なんか働いておられます。運搬賃は変わらない。利子もほとんど変わらな

響がなくて、全部がくだもの、原材料にかぶつてくるわけですね。そういうことは、コストの割合が正確におわかりにならないといたしまして、そういう状態にある、そういうふうな経済の機構にあるということはお認めになれますでしょうか。

○小林(誠)政府委員 お説のように、かん代が大体三三から三四、五%を占めております。そういう実態でございます。それからミカンにつきましては、そう大きな変化がないのでございまして、けれども、白桃の場合でございますと、相当大きな原料の価格の変動があるわけございまして、私たちのほうでもそれを調査いたしたのがございまして、高いたまきは五十円をこしたというところもございまして、安いたまきは十円台での取引も場所によって行なわれたという実態でございます。お説のように、固定経費が変わりませんために、この原料代の価格が下がるというようにもなるともあらうかと思ひますが、むしろ、この桃の問題につきましましては、高くなりなりました場合は、かん詰め工場が自分の操業度を高めなければならぬ。ほかにつくるものがないということで買ひあさりが行なわれ、またほかに有利なものがあった場合には、その桃のかん詰めをつくらないということ、いわゆる工場の経営の中において、その桃に対する需要が変わつておるといふようなところにも大きな原因があらうかと思ひます。ところが、白桃の場合でございますと、かん詰め用にいたします場合と、それから生食用に出します場合と、これは袋をかけるかかけないかというふうな違いがあるわけでございますので、そういう意味におきまして、相当事前にかん詰め会社を買つてくれるかどうかということが決定されなければならぬような状況でございます。したがひまして、私たちは、事前に、そういう取引につきまして、数量でございますとか、できますれば価格まで、あるいは価格が無理でも、数量について一つの取引が事前にきまるといふことが好ましい方向だと思ひますので、そういう方向で指導いたしたいと思ひます。

というふうにご考慮しておる次第でございます。

○華山委員 ただいまおっしゃつたように、年によつて、白桃あるいはかん桃につきまして非常に格差が大きいわけでございます。それはなぜか。いまお聞きすると、何かパッカーのほうにも責任があるようなふうにも聞こえますが、そうじゃないと思ひます。これは先ほど言ひましたとおり、四つ、五つ、あるいはもっと多いかもしれませんが、それらの大手商社が実権を握つておるのです。そうして、その商社が実際にはほとんど協約をしてやるのです。ですから、これは桃は売れない、これは桃の輸出が少ないと思へば、桃は買わない、そういうふうなことができるのであつて、パッカーの責任でもないし、農民の責任でもない。むしろ、大商社が市場を握つておることに問題があるのじゃないか、こういうふうには思ひます。それで、この前も、私ここでお願いをいたしたことがございまして、これは県の方針が間違つておつたのかもしれないけれども、洋ナシなどはおつたのと同じく五円に下がつた。その前の年は三十円くらいしておつたのです。私は、五円に下がつたのです。それから県のほうで、あそこの特産物なものですから、少し力を入れて、そして六円とか七円程度に引き上げた。それも取引するときには、くさりますから、もうあとで値段をきめるといふことで、それで六、七円にきめたといふふうな惨憺たる状況があるわけですね。これは私は、何と言つても、行政上でそういうふうなごぼこのひどいのは是正されなければいけない、こういうふうにお思ひされるのでございまして、これを是正するところの方針といふものはございまして、うか、あるいはこの方針は守られておりますか。

○小林(誠)政府委員 お説のように、パッカー側の工場の操業というものの以外に、輸出向け、内需等もございまして、在庫がどのくらいあるかといふことが、その工場の生産計画に影響を及ぼすものでございまして、したがひまして、それがまた原料価格にはね返るといふ問題もあるといふふうにご考慮をします。したがひまして、その点につきましましては、本年度くだもののかん詰め在庫量のどのくらい各会社がつけておるかということについて、在庫量調査を実施いたします予算措置もとつておるのでございまして、それらを活用いたしまして、できるだけ在庫量を把握しまして、その生産計画なり、あるいは白桃の場合でございますれば、生食用に出せばいいか、あるいはかん詰めに向けるべきかといふような点にも役立てたいといふふうにご考慮しておる次第であります。

○華山委員 私は、私の言うことが間違つておつたならば御訂正願ひたいのでございまして、その年にたとえば白桃がある単位、幾らで買つたかといふことは大商社がきめるのです。これでつくつたさい、そういうのだったら買ひますといふことを、いまおっしゃつた千何百のパッカーに言うわけですよ。そうすると、その値段に合わせるようにパッカーがつくる。そして、ほかのものは、先ほどおっしゃつたように、かんなんかは三分の一を占めておるのだが、それは変わらない。何と言つたつて、くだもの値段にいくのじゃありませんか。在庫を調べると言つたつて、そんなパッカーなんかに調べようがない。値段をきめてくるのは大商社なんです。しかもその大商社が協定してきめてくる。これは桃のかん詰めはこれこれと買ひます、それではいやすと云へば、つづれるほかはない。たたくところは農民だけです。農民のほうには桃を貯蔵しておくわけにいきませんから、ただでも出す、こういうふうな結果になつて、そのやり方といふものは、やり方のことは別ですけれども、あまりにも組織がひど過ぎるのじゃないか、こういう印象を受けますが、私の言つたことに、そういうふうなシステムなんだといふことに、何か違ひ点がございまして、

○小林(誠)政府委員 大商社がお互いにかん詰め、の買ひ入れ価格といふものの協定を結びました場合は、これは当然独禁法の適用になると思ひます。現実の問題としてそういうことが行なわれておるかどうかといふことにつきましては、私こ

でそれを存じ上げないのでございまして、けれども、いずれにいたしましても、生産者の側もかん詰め、の製造業者の側も、お互いに話し合ひをして、そこで協定を結ぶということによつて、抜けがけの販売あるいは購買といふものがない方向で指導していくことによつて、価格の安定ということもはかられるのではないかと、いふふうにご考慮しておる次第でございます。

○華山委員 法律違反のような協定になつておるかどうか、それは私も証拠があるわけでないからわかりませんが、しかし、関係しておる商社が何社かといふことを初めにお聞きしたのですけれども、とにかく相場といふものは、これはこのくらいのものであるならばうちの会社はもうかるのだといふ相場があるわけですね。これは大体各社に共通して、それで、それよりも高くちや買ひぬといふ線が出てくるのですから、そうすれば、もう自由になるところの農民のつくつたものにしわ寄せが全面的にかぶさつてくる、これはあたりまえです。しかも現在、大きなかんをつくる会社が資本的に小さなパッカーを握つておる。たとえばかん詰めをつくる機械といふものは、一体どこから買つておるのか。これはだんだん新しくなつてまいりました。能率のあがるものもありまして、けれども、それを買う資本がない。それを買う資本がないときにこれを貸してゐるのは、かんをつくる東洋製鐵とかいふようないろいろな会社がありますけれども、そういうところが機械を貸すのです。したがつて、かんといふものについて文句は一つも言えない、そういうふうな実態なんです。パッカーも苦しいし、しわは全部農民が背負わなければならぬ、こういうふうな状態です。

それで、お聞きいたしますが、大体酪農につきましましては、この不足払いという制度がございまして、米につきましてもあるわけでございますが、一つの例を申しますと、白桃といふものは、かん詰めに出すという前提のもとに、一体幾らであるならばこれは適正な値段でございまして、御計算になつておると思ひますが、お聞きいたしたい。

○小林(誠)政府委員 先ほども申し上げましたように、この白桃のコストというものをどう計算するかということは、非常にむずかしい問題でございます。かん詰め用と生食用というふうに用途が二つに分かれておるわけでございますので、そういう面でコストが幾らであるべきかという点については、私のほうでも計算はいたしたことはございませぬし、非常にむずかしい問題だということに考えておる次第でございます。

○華山委員 大臣にお聞きいたしますが、農業基本法だって、価格の安定ということをいつている。どのくらいが一番適当な価格であるかということを計算もしないで、安定も何もないじゃないですか。桃ならば桃というものはこのくらいのものなら適当な値段であろう、こういうふうな計算ぐらいはしてみたっていいじゃないですか。そんなことがわからないで、安定も何もできないと思ふのです、どうです、大臣、そういうことではないのですか。

○坂田國務大臣　それは白桃の例で申すならば、やはり農家から考えた場合は、生産費が償わなければいかぬ。また工場のはうからいいますと、工場の生産費、それから原料代を包含して、そしてその年における相場という問題等をにらみ合わせて、これはきまるわけでございます。したがって、この問題は、やはり最後のところへまいりますと、生産者のほうと工場のはうとの取引における双方の交渉という問題にならざるを得ないと思ひます。

○華山委員　最後はそうでしょうけれども、とにかく農家がそういうかん詰め用の桃をつくって暮らしていくには、どのくらいの値段がいいもののであるか、そういうふうなことを試算もしてみないというのはおかしいじゃないですか。そうでなくて価格安定も何もできないでしょう。どのくらいが標準としていい、しかしそこまでは近づけられないとか、あるいはそこよりもばかに飛び抜けて農家があるという過ぎたところと、そういうふうなことを是正するとかいう方向をとるにしても、一体

どのくらいがスタンダードとして適正なものであるかということがわからなくて、果実農政はとれないと思う。どのくらいかわかりませんか。わからないならわからないでけっこうです。

○小林誠政務委員 桃の生産費につきましては、反当の生産費は農林省で調査いたしておりますけれども、三十九年におきましては生産費が反当五万三千七百五十一円になっております。そういうことから考えまして、他の農作物に比べて、

い、わゆる農家所得の面から見まして、不利なものではない、価格もいまの生産費をまかなっているというふうにわれわれは考えておるのでございます。

○華山委員 その生産費を聞いているのです。生産費をあなた計算なさったのでしょうか。その生産費が幾らかということを知っているのです。

○小林(誠)政府委員 生産費は、先ほど申し上げましたように、反当五万三千七百五十一円ということになっております。

○華山委員 五万三千七百五十二円で、キロ当たり直した場合に、それが適正であらう、生産費としてはそうだといいさせていただきますね。そういうふうにご了解してよろしゅうございますか。

○小林(誠)政府委員　いま申し上げましたのは、反当生産費でございます。この反当生産費の収量で、いまここに正確な資料を持っておりませんけ

れども、桃につきましても、他の農作物に比較し
まして、その生産費を償わないというふうな状況
になつていないというふうに考えておる次第でござ

○華山委員 それは年によつて償う年も償わない年もありますよ。こんな高いくだもの値段でいいいます。

いだろうかと思う年もある。こんなに農民というものは甘やかされていいものだらうかと思うような高い年もありますし、先ほど言ったように、一

キロ当たり五円なんという値段が出ることもある。それじゃ価格の安定も何もないじゃないか。価格の安定ということに努力されるのは、これは

農業基本法にきまっています。選択

的拡大の要素として価格の安定ということがあるわけです。しかれば、今日のこのかん詰め等につきましては、商業的なものが多くございますから、できなくても、この程度まではひとつかん詰

め業者に買わたせるようにしようじゃないか。これ以上高くなった場合にはもうけ過ぎているのだから、そういうものは一たん貯蓄しておいて、下がったときにはそれで償っていくというような方法をとつたらいじやないか。そういう対策があつ

て、そこに政策が生まれてきて、低かったならば借金でもさせる、高くなったならばそれをとって、——値段が上がるか下がるかということによっていいと思うのです。この適正な値段というも

おいて、それで償ってやる、それはまた桃を買うほうについても、そういうふうなことで資金的な協力をさせる、そういうふうな方向があつていい

のじゃないか。今日のように野放しで、数社のほとんど数えるほどしかない商社がかん詰め業界を握っているという段階では、どうしてもそういう

ふうなことが必要なのじゃないだろうかと思
うのでございますが、その点につきまして、技術
論として局長の御意見を伺いたいし、政治論とし
て大臣の御意見を伺っておきたい。

○小林(誠)政府委員 お話のような点がなきにしもあらずとわれわれも考えておりますので、今後かん詰め業の実態あるいはかん詰め原料生産農家

の実態というものを十分調査いたしまして、改善すべき点につきましては改善の方向で努力いたしたいと存じます。

○坂田国務大臣 果実のほうは、要するに、価格問題としては、畜産よりも真剣なところ少しおくられておると思うのは、いままでは果実の生産農家

からの生産としては、時期的には問題がありますけれども、とにかく需要が非常に伸びておつて、生産がそれに伴わないということがいままでの実

態でありましたので、果樹園芸家としては、価格の心配もそうあまりなかったということと、それらを現在政策的にもそう価格の問題を心配せ

ずに、栽培の問題まで進め得たというのが実態だ

と思います。ところが加工の問題になりますと、たとえば、加工に用いるところのものになりますと、この白桃の場合は、生食用と加工用とがほとんど半々になりました。生食用というのは一

の方面が安ければ、生食のほうへはとにかく行き得る能力を持つておる。桃となりますと、これは加工が大部分でございます。これはちよつと白桃とまた違った意味において問題が出てくると思

いますが、いわゆる果実のうち、加工専門の果実になりますと、これはいままでのところは問題でございませぬけれども、将来となりますと、特に加工に向かうところの果実——あるいは乳製品も

同様のことでございますが、非常に問題が起こってまいらると思ひます。これはあまり高くなりまして、製品が問題になる。その製品はまた国内以外

の問題も関連してまいる。あまり高くなつては、それは加工業そのものが発展しないというような問題がありまして、牛乳の場合においては、い

ゆる不足払いの制度が皆さんの御協賛によって昨年からできて、本年から実行しておるわけでございますが、いままでくだものの関係においてはそれはこのシリアな問題はなかったというところ

だと私は思います。しかし、将来としては、加工に向かうところの問題は、そういうぐあいに需給

は、これは牛乳と同じような関係の問題を考えたければならぬようなことになろうかと思うのです。そういう方向に向かっての問題は起こると思

「はい、いまだに方面長官が……の問題は解決していませんが、いままでのところは、大ざっぱに申しまして、その心配がなかったということでございまして。……」

「ふむ、これはそう、あの現王の奥慮の……」

もとにおいては、取引の面を注意し、そしてこの法案で見えておる程度のもので、両々交渉を進めて

かと思っておりますが、これは永久にそういうこととは思いませんので、この問題はやはり研究す

べき問題である、こう考えております。

○華山委員

くだいようでござりますが、申し上げますけれども、これはもう商品でございます。ほかのものも商品には違いありませんが、これは最も商品の色彩の強いものでござります。そういうふうなことで、かん詰め用の桃につきましては、商業投機の対象になる、こういうふうな現象さえござりますので、私は先ほど申し上げましたとおり、農民がもうけ過ぎるようなときには取っただけいい、安いときにはそれで補ってやる、そのことにつきましては、生産者も政府も府県もかん詰めパックも、あるいは大手商社も全部協力して、とにかく先ほどおっしゃったようなある程度の値段に毎年一応近づけるような方向をとっていただきたいと思うのでござります。山形県では、このごろ洋ナシなんかはもうみな切っておりまして、せっかく植えた洋ナシをもうどんどん倒しているんです。今度の法律によってどういうふうな洋ナシになるか、きわめて悲観的な見解が出るだろうと思ひます。私はそれは当然だと思ひますけれども、とにかくいま倒しているのです。そういうふうな実態であります。それはなぜかと申しますと、洋ナシは生食に向かない、単なるかん詰め用としてのみ商業の対象になったから、そういう結果が起きた。そういう意味で、非常に大企業の商品によって牛耳られているという特色をよく認識していただき、価格の安定ということに努力していただきたい、こういうことだけ申し上げまして、質問を終わります。

○中川委員長 淡谷悠蔵君

○淡谷委員 いま華山委員の質問を聞きまして、非常に重大な問題になっておると思うのであります。特に今回の果振法の一部改正法案とは密接な関係があると思うのであります。大臣の御答弁を聞いておりましたが、あらためて若干お尋ねしたいと思うのであります。

御承知のとおり、くだものは、生食用として出る場合と加工されて出る場合とでは、その流通過程においても、価格の構成においてもたいへん違いがある。さつき大臣は、華山委員に対して、いま

まではシビアーな問題は出ていないようだがと言われておりますけれども、昨年、一昨年と私は山形県の実況を見てまいりました。一キロ三十円のかん桃が五円に下がったというところはシビアーな問題ではないか。これくらいシビアーな問題はないと思ひます。これをさほどシビアーな問題ではないと明らかにされたのでは、私はとても納得がいけない。ことに生鮮食料品の価格は一番値上がりが多いといふことをよく言われておりますが、この生鮮食料品の中でも、農産物は、生産者価格が横ばいなんでありまして、消費者価格が一番高く上がっております。そこに販売流通の過程に非常に大きな幅みがあると私は思ひます。生食用のくだもの、加工段階になりますと、農家は価格づけの自由も持っているけれども、販売の自由も持っていないのであります。それが今度の改正案の第五条の二です。生産者がその構成員となつて農業協同組合その他果実の販売事業を行なう者（その組織する団体を含む）及び果実を原料として使用する加工又は製造の事業（以下「果実加工業」といふ）を行なう者は、その双方又はいずれか一方がそれぞれ共同して、締結の日より二十日前までに農林大臣に届け出て、果実の売買に係る数量、価格又は取引方法について、取決めを締結することができると。これがねらいだろうと思ひます。これについて「果樹農業又は果実加工業の健全な発展に支障を与へるものでないこと」というのがこの取りきめの重要な一番最初の条項になっておりますが、この果樹農業と果実加工業は本来利害が一致すべきものなんです。現実の過程では必ずしも一致しない。さつき大臣の引用にもございましたけれども、今日牛乳をしばっている農家と牛乳を加工している会社との利害関係は、それほどしっくりしていないと思ひます。酪農家はもう牛が養ひ切れなくて、これを倒していつているのに、加工する会社は一割以上の配当をしているという実態が残つておるのであります。したがって、この条項の扱い方いかんによつては、逆に農家から販売加工の自由を奪つて、ちょうど山形県のかん桃にあらわれ

たような値段のつけほうだ、協定のしほうだ、という形になって、逆に独占価格を生むような形になると思ひます。したがって、この「果樹農業又は果実加工業の健全な発展に支障を与えるもの」というのは、具体的にどういふ場合をさすのか、大臣の御答弁を伺いたいと思ひます。

○坂田国務大臣 先ほどお答えした中に、ことばが足らぬために誤解があったと思ひますが、もちろんシビアーなことは、山形の西洋ナシ、これはたいへんなことは私もよく存じておる。そういうのでござりますが、先ほど申しましたのは、牛乳の加工となま牛乳との関連ほどではない。全般的に見て、いままではそういうことなしに発展したことであるといふことを言つておるのでござりますが、将来の問題としては、これらの問題は相当重視して考へていかなければならない、こう思ふことは、これは言うまでもないこととてござります。ことばが足りませんでしたために、いろいろお話がございましたおりに、その点を付け加えて申し上げたいと思ひます。

それから今度、果実加工業の健全な発展をはかることをねらいとするものであることは、これは言うまでもござりません。そういう意味合いからして、現状のように取引関係が著しく不安定で、年によつて取引価格、数量が大幅に変動することは、その年限りでは、加工業者あるいは生産者のいずれかが不利となるといつた形で、利害が相反すると言へるのでござりますが、結論においては、やはり取引が安定してそんなに動揺しない——動揺しないといふのは、高低のないといふことに進めてまいりたいといふことが、われわれの進むべき道であらうかと思ひます。そういう点から、いわゆる取引の安定の方向に話し合いを進めてまいりたいといふのが本旨でござります。

○淡谷委員 この果実の生産者と加工業者との間にトラブルを生ずるのは、おそらくは価格に關してだらうと思ひます。この価格に關して

は、さつき華山委員から非常に注目すべき質問があったのですが、大きなメーカーがほとんど値段の申し合せをして、買いたくといつたような事情が具体的にあらわれておつたようでありまして、かん詰めも別段下がつたのじゃないのだけれども、ただ販売が思うように伸びないからという理由で、かん桃の値段を下げてしまつた。こういう場合が、また別のミカン、リンゴその他の果実にもあらわれかねないのでござりますが、この場合に処する方法は一体何か。あるいは不足払い制度でもとるか。強制的にこの経済価格をあつせんする必要はないだらうと思ひます。牛乳に準ずるならば、政府は不足払いでも考へなければならぬだらうと思ひますが、その点に対する配慮はどうなされますか、お伺いしたいと思ひます。

○小林（誠）政府委員 お話のように、原料価格が非常に暴落、暴騰するといふことは、先ほど大臣からもお話がございましたように、両者にとつて不利益なこととてござります。長い目から見まして、やはりそういう不安定な状況が続きますと、買った側にも生産者側にも非常に悪い影響を及ぼすこととてござります。そういう意味で、やはり両方の利益になるように、長い目でお互いの立場を考へて協定をしていくということによつて、その価格の安定をはかりたいといふふうに考へておるわけとてござります。ただ、原料価格が幾らであるべきかという問題につきましては、たとえばミカンの例をとつてみますと、生果用の価格に引きずられるわけとてござります。また白桃の問題につきましては、生食用の価格にやはり引きずられるという問題もあるわけとてござります。先ほどお話しのように、専用のかん桃の地域とのかん桃の地域の問題、これは加工用しか使えないという問題がありまして、価格問題については、ほかの果実の価格と違ひまして、相当大きな問題が出ておりますことは、私たちが承知しておるわけとてござります。これらの問題につきましては、その両者の話し合いによりまして正当な価格が出ますことを指導いたしますとともに、その動きにつきまして

は、われわれとしても始終注目して注意を怠らないようにしたい、かように考えておる次第であります。

○淡谷委員 さつき園芸局長は、メーカーが価格の申し合わせをして大幅に買いたたいた場合は、これは独禁法の適用も行なわれるという答弁がたしかございました。しかし、今度の改正案では独禁法適用の除外がありますね。だから、これはかん桃あるいは梨のかん詰めはまだいいのですけれども、たとえばミカンにおけるオレンジジュースその他のかなり大きな取引があった場合に、はたして農林省の勧告や警告でこれらの大手メーカーの営利主義を抑えるだけの力がございましょうか。独禁法でもあればこれはできましようけれども、もう現実にも独禁法はだんだん実力を失ってきている場合、ことさらにこの適用除外をうたつたのは、一体どういう御意思なんですか。

○小林(誠)政府委員 この問題につきましては、現実の問題として、果実の加工業者、先ほども申し上げましたように、これは相当数が多くて、その規模は零細でございます。また出荷者側も、小生産者が出荷するわけになっておいて、出荷組合あるいは農協ということになっておいて、その数も多いわけでございます。したがって、その売り手と買い手の側がそれぞれ共同いたしまして、お互いに納得のいく価格あるいは取引数量というものをきめる協定を結びますことは、かん詰め業の発展、それからかん詰めの原料を生産する農家の所得を保障するという面から、必要だと考えまして、これについては独禁法の適用除外をし、またその内容につきまして、先ほどお話がございましたような果樹農業あるいは果実の加工業の健全な発展に支障を及ぼすというふうに認めました場合は、その締結の禁止あるいは内容の変更というものを規定いたしておるわけでございますので、十分その点につきましては監視をいたしまして、一方の側、ことに先ほどのお話では、メーカー側の力が強くなるということによって、生産者側が非常に圧迫されるということ

のないように処置をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○淡谷委員 業者の営利観念というものをあまりに甘くお考えになっておるのじゃないかと思う。特になまの果実が加工対象である場合は、ほんとうの話、生産者の側には力がない、買ねえと言えは腐らして嘆くだけです。ほかの工業用品の原料とは違ふ。したがって、かん詰め業者その他の加工業者が一致してこれを買ねえと言われた場合は、これはもう農林省のあつせんを待つうちに腐敗していく、これは牛乳と同じような弱味を持つていくのです。したがって、独占禁止法の適用は、幾ら生産者の側ががんばりましても、独占はできないような形になってしまつていく。逆にこれは加工業者の不当な買ねえを押しやるために役立つ場合があると思うのですが、やはり独禁法の適用除外をしたほうがこの場合の交渉には役立つとお考えですか。私は、非常にこのために加工業者のほうが強くなると思うのです。牛乳なんかの場合で考えてみましても、会社の配当などが上がつておるにもかかわらず、買ねえという形、少しでも上げようとするためには、非常な苦勞をしているのです。果樹にも同じような現象が起こりはしないかということをお心配するのです。

○小林(誠)政府委員 実はかん詰め工業、加工業の実態を調べたことがあるわけでございますが、その実態から申しますと、収益性が低く、総資本に対する営業利益率が5%以下のものが大部分で、そのうちの相当部分が1%以下であるというふうな状況でございます。その実態調査の結果が正確かどうかというところは疑問があるとは思いますが、そういう調査もあります。現実の問題として、かん詰めの生産者は非常に零細でございます。やはりそこで年間操業を考へなければならぬというところから、いろいろ無理が出てきておるようでございます。場合にによりまして、ミカンの原料価格がほとんど採算の合わない価格でも、操業を続けるために買ねえなければならぬというふうな状態に置かれて、買ねえと

いうような現象も出ておるのでございます。そういう意味におきまして、必ずしも加工業者が非常に大きな力を持つて生産者を圧迫するという事態はないのではないだろうか。むしろ、生産者とかかん詰めの加工業者がお互いにそういう取りきめを行ないますことにより取り秩序が安定するといふことは、生産者のためにもなり、また加工業者の両方のためにもなるというふうに考えておる次第でございます。

○淡谷委員 果振法は、大体将来の見通しを立てて、それを農民に理解させ、これを補助、育成していくという立場に立つ法律でございますから、そういう見通しを持つことはよろしいのですが、見通しが違った場合には、やはり責任というものをはつきりさせておかなければならないと思うのです。特にくだもの生産に關して見通しを立てる場合に、大きな関心を持たなければならぬのは加工の問題なんです。生食の伸びというのも考えなければならぬのですが、時間的にも長く貯蔵ができ、また販売の自由を得るためには、何と云つても加工を考へなければならぬ。現実に見ましても、加工のできるくだものはずつと伸びていくわけですね。ミカンにいたしましても、リンゴは多少横ばいでありましても、加工のできないナンなどは窮境に立っておる。今日加工の問題は、果樹育成に關しては非常に大きな関心を払わなければならぬ問題だと私は思うのであります。その場合、加工業者のほうから言わせると、原料がその年によって、あるときは多くなると、あるときは不足になる。生食用のくだもの値段が高くなれば足りなくなる、安いときは出てくるというふうな形で、事業のめぐりが立たないから、できるだけ波状じゃなく、非常に平均した出荷が望ましいということをしつぱ言われるのです。これはもつともです。ただ、この場合には、やはり生産者の指導にも、将来加工用にするくだものか、生食用のくだものかというところで、これは品種選択はむろんのことですが、栽培技術等においてもこれは十分注意する必要があると

思う。今日においては、生食用のくだもの外見の悪いものと、多少欠点のあるものを加工に回すというふうな形がございまして、いわゆるくずものの加工という形が多いのでございまして、そうじゃなく、本来の目的にかなった加工用の品種というものをはつきり選ぶ必要があると思う。これを誤りますと、誤らないまでも、処置が悪ければ、かん桃のように、農民が自由に生食用として売れるものを、会社に買つてもらわなければもう手も足も出ないというふうなところに落ち込んでくる。これはジュースの生産もそうでしょうが、地元のかん詰め工場は零細かもしれぬけれども、将来、やはり加工業者というものは、かなり大きな資本で大々的にやるといふ傾向が出てくる。したがって、この加工業の扱い方というものは、将来のくだもの伸張に非常に大きな影響を与えることになると思いますが、その点の御配慮をさらにお伺いしたいと思います。

○小林(誠)政府委員 お説のように、将来加工向けの果実の生産というものは伸びてくると存じます。と申しますのは、ミカンの例をとりますと、これは当然一定の生産がありますれば、生食用として売れないものもあります。また桃の場合ですと、やはりそれぞれの栽培の方法が違ふ。また袋かけをするかしないか、いろいろの問題があるうかと思ひますが、いずれにいたしましても、加工業が健全に発展しなければ、その加工原料の処理というものは、農家の面から見まして非常に困るわけでございますので、その点につきまして、健全な加工業の発展が望ましいわけでございます。したがって、そのくだものを加工いたしておりますかん詰め業全般につきまして、中小企業の近代化促進法に基づく業種指定が行なわれておるわけでございます。それにによりましていろいろの計画を立て、またそれに基つて近代化のための低利融資が行なわれることによりまして、その経営内容あるいはコストの低減というふうなことを考へていかなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

○淡谷委員 それについて大事な問題は、今度の改正案の広域の濃密生産団地計画ということなんでありまして、この濃密生産団地というものの構想にはいろいろ入っていると思うのです。特に機械が大型になってきますと、これは勢いいまの零細自営農家ではやっていけない。したがって、さつき森田委員の質問にもありましたが、この範囲を十町歩にするか二十町歩にするかといったような問題が出てきたようであります。さしあたり十町歩という大臣の御答弁でございました。しかし、これはあくまでも現在の農作業機械の大きさにあわせて決定すべきものなんで、そう一律に十町歩とか二十町歩とかいう限定はできない。特にミカンの場合、リンゴの場合、桃の場合などさまざまございまして、団地の中核をなす施設は一体何を運びになりますか。

○小林(誠)政府委員 広域的な濃密生産団地でございまして、これはわれわれがいま頭の中で考えております。団地と申しますか、それは大体二、三町村から一郡くらいになるのではないだろうかと思っております。それは先ほどお話がございましたように、その中核となる施設といましては、運果施設でございまして、あるいは貯蔵施設というものが中核になると思うのでございまして、そういう運果施設あるいは貯蔵施設というものは、やはり市場との関係から見まして、長期間にわたって運果するべく計画的に出荷するという出荷の幅を広げていくということが、これが価格を安定させる面からも、また収穫でございすとか、あるいは選別でございすとか、そういう労働力不足を切り出す上からも、必要なことだと思っております。また加工業の面から見ましても、やはり固定施設の減価償却というふうな面から見て、あるいは加工労働力というふうなものも平準化しなければならぬというふうなことがございまして、そういう観点で、一つの範囲がきまつてくるだろうと思っております。またもう一つの観点からいいますれば、そういうような選果、荷づくりの施設が開発されて、収

穫、出荷の労働ピークというものが緩和されるといふことになりました場合に、やはりそれを効率的に利用できるだけの生産量がなければならぬ。そういう意味におきまして、わせた中生を組み合わせ、やはりそういう大量のものを供給できるだけの面積が確保されるものでなければならぬというふうにも考えるわけでございまして、またそういうような大きな団地になりますと、一つの流通面におきまして道路問題、これは大きな問題になってくると思ひます。またかんがい施設というふうな問題も大きな問題になってくると思ひます。そういうものもいろいろ組み合わせまして、一つの団地を都道府県知事が設定すること、この法律では考えておるわけでございまして、共同販売の団地という御説明なんです、もう一歩突っ込んでこれを生産団地にしようというお気持ちにはございせんか。特にいま果樹の面では薬剤散布が非常に大きな仕事になっておりまして、この薬剤散布の機械の発達によって、結局規模が変わってきたというは事実なんです。噴霧器もなく、ほうきのように液をつけて振りまいた時代も見ておりましたけれども、それが手押しポンプになり、機械ポンプになり、電力が入り、スピードスプレーヤーが入るというふうになり、だんだん経営規模が広がりますと、零細農が落ちていくという経験があるわけでございまして、したがって、この生産団地というものは、とったものを集めて売るだけでは意味をなさぬと思う。やはりとり方に中心を置いた団地を育成する必要がある。そのためにはかなり綿密に計画いたしませんと、これは果樹あたりでは知っておりますからやりましようけれども、思わざる欠点がやはりできてくると思ひます。いま非常にやかましくいわれております農業の問題、特にリンゴ、ミカンの場合にはさらにたくさん使っておりますが、リンゴの場合で申し上げましても、有機燐剤がかなり大きな害を及ぼしているのです。

有機燐剤を散布した場合は、畑の中に入るという赤いきれをつるします。ところが、団地になりますと、枝を張っていますから、畑に入らぬでも、道路を通つたものはやはりその危険をおかしているわけなんです。しかも大きな団地になりますと、そういうような配慮も必要になってまいります。したがって、この団地には個々の農家の施設に待つことなく、これはむしろ国が一步進んで、新しい果樹園芸のモデルとして、これはむしろ農道もつづらねなければならぬし、これは薬剤散布の場合には水の貯蔵も十分考えなければならぬし、そうした農薬の危険から守るような措置もしなければならぬし、さまざまな農地の施設をまず整えて、そしてそこに団地をつくるという構想を持ちまないと、従来の零細果樹農家が雑然と集まつたような形になる、その集まつた形の中で果実を出すのでは、共同販売の施設にはなつても、共同生産の施設にはならないと思ひます。特に濃密生産団地という看板のもとに、選んでんばらばらな生産管理が行われますと、選果の上にも非常に大きな手間ができてくる。むしろ、これは一絡の生産方法をし、一絡の管理をした場合に、出てくる品物の品質も一定されますから、これは選果の技術においても非常に手間が省けるといふ利益がある。すなわち、団地としての、しかも生産団地としての利益が十分あるという近代化を考えまさんと意味がないと思ひます。そういう御準備があるかどうか。

○小林(誠)政府委員 この濃密生産団地の場合に、これは先ほど申しましたように、流通面を中心の一つのことを考えております。先ほど申し上げましたように、出荷期間を長くするという場合には、当然早中晩の組み合わせというところが、出荷の面でも必要になってまいります。農家の労働力のピークをくずす面からも必要になってまいります。したがって、そういう組み合わせが当然農家の生産の面で関係するわけでございまして、それから、先ほどいわれる生産の団地をつくる

必要があるのではないかというお話でございまして、これは果樹園経営計画という事でいわれますが、これが考へておられますのは、十町歩以上の団地というものについて果樹園経営計画を立てまして、これは大型機械を導入しました共同作業を前提といたしまして、そこで共同作業を前提といたしまして、近代化的な経営が行なわれるというのを期待しているわけでございまして、したがって、そういうような果樹園経営計画が立ちますと、団地が幾つか集まりまして、この濃密生産団地が形成されるということになると思ひます。

○淡谷委員 これはどうもライスセンターの果樹農業版といったような感じもするのですが、やはり流通は非常に大事ですけれども、この流通過程に最も有利に生産物を乗せるためには、生産のかなりな変化を起さないと、これはだめだろうと思ひます。たとえば加工専門の果実をつくる場合は、いまの生食用の果実をつくるような手間は要らないわけですね、外観の問題はないから。それを偶然にできたのではなくて、初めから計画的にこの生産団地に取り入れれば、生産団地自体が加工用のものと生食用のものを分けて分業してやり得るわけです。この団地の構想あるいは結局生産の構想でかまいませんけれども、一体共同の形をどこまでお進めになるつもりなんです。単なる技術共同だけで終わるのか、もう一歩進んだ経営共同まで進むのか、現在のこの構想ではどこまで進めるおつもりですか。

○小林(誠)政府委員 この団地と申しますか、果樹園経営計画として私たちが想定しておりますのは、共同作業もありましようし、中には共同経営もあるかと思ひます。しかしながら、少なくとも数人の果樹農業者が——二人以上果樹農業者が集まって、いわゆる共同作業なりはやる必要があるというふうな考へておるわけでございまして、もつとも、その作業の種類についてはいろいろあるかと思ひますけれども、おもなるものにつきましては、リンゴの場合でございまして、おそろくスピードスプレーヤーというふうな防除機が、一

番その中心になるのではないかと、いうように考えておる次第でございます。

○淡谷委員 これは非常に大きな問題をばらんでいますから、急激には変化を起こすべきものでないし、また農民の意識からしても、先走りをするようなことはいないのですから、ゆっくりに急ぐよりしかたがないとは思いますが、この流通過程でも、いまの消費地における生鮮食料品の値上がりは非常にひどいという実情から照らし、また、この際、振興法を改めるのですから、ほとんど意味がない法案じゃないかと最初いわれてしまったけれども、だんだん形をとっていかれるでしょうから、その場合、消費地における貯蔵の設備などのあり方を少し考えていただきたいと思

この共同出荷の場合でも一番問題になるのは、プール計算いたしませんと、相場に変動がありま

それから、生産団地をつくる場合にも、新しい機械も入ってくるでしょう。新しい農業も入ってくるでしょう。特に、長い間課題になっておりま

学的に検討してはどうかという問題が、だいぶ前から言われておりまして、昨年あたりから本格的に出てきたようですが、これはやはり将来大きな意味を持つだろうと思うのです。一切の害虫、益虫を殺してしまおうといったような薬剤から、益虫を残しておくような方法をとりま

そこでは、この試験の形ですが、試験というものは金がかかるものなんです。むだに見えるもので

○久宗政府委員 いまお話のございました点につきましては、私実は詳しくのみ込んでおらないのでございます。

確かに御指摘のように、試験の結果の欠陥であるのか、他の要因であるのかといった問題は、さ

た試験の結果の負担と申しますか、リスクを試験研究の過程でどう考えるかという問題がござい

○淡谷委員 果樹栽培の歴史を見てお

特に、農林大臣も率直に言ってお考えでしょう

でしよう。ことしあたりのグリーンレポートは非

○坂田国務大臣 淡谷委員のいろいろ申されたこ

それから農業基本法の問題でございますが、

○淡谷委員 大臣としては、そういう御答弁をす

こで御答弁を言つても無理でしょうから、課題としてひとつ残しておきたいと思うのであります。

それから、試験場の方に参考までに申し上げておきますけれども、いま大臣からございました水銀剤よりも、果樹の場合は有機燐剤のほうが大きな毒物なんです。有機燐剤の問題で困っているのです。有機燐剤の中でもポリドールなどを強く使ひ出したのは、アカダニの発生のためなんです。アカダニは、害虫発生史を見ますと、戦争前にはそんなにひどくなかった。戦後DDTを使つてからアカダニが非常に発生したという。むしろ、新しい農薬によつて新しい害虫がはびこつたという最もいい事例なんです。これを生物学的にいろいろ調べた学者がございまして、このアカダニ発生原因として、あの小さなアカダニに寄生するごくこまかいカプトムシがあつたのが、DDTでこれをせん滅してゐる。したがつて、害虫を殺す農薬が新しい害虫を生じさせて、その上、また害虫の農薬を使わなければならないという、非常に悪循環を生じてゐるわけですから、この際、一つの方向として、生物学的な害虫駆除の方法などもお考えおき願ひたいと思うのであります。

こういうことを申し上げますのは、実はこの法案の中にもございまして、第二条の二、果実の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、果樹農業振興基本方針を変更するものとす。というところが非常に私に気になるのです。これは変更しないのも困つたものであります。一ぺん出した農業基本法をいつまでも持つていくということとは、これは世の中の進歩にふさわしくないから、変更するのはいいですが、ここで大きく問題になるのは、果樹というものは、一般の作物と違つた永年性の作物だということです。さつきからしばしば言われておりますとおり、一たんこれを切つたり品種を変更したりする場合には、非常に大きな動揺と犠牲を持つ。したがつて、ほんとうの話が、変更などもされちゃかなわないのです。

これは見通しの正しさ、方針の正しさがあれば、そんなにひどい変更はないだらうと思う。いまの品種の問題などでも、その当時はみんな見込みがあるつもりで入れた品種が相当あるわけですね。いま一番余されております旭なんという品種も、実は販売上から出ておりました。祝という品種の青味、色がちょっと問題になりますので、その祝と紅玉との間をねらつて出した旭が、非常に一時有望品種としてかなり奨励されたことがある。紅玉なども、一ころは非常に弱い木として、つくりにくい木として、これは切つたほうがいいという話もあつたのですが、これはまた新しく加工やなんかの面ではライトを浴びてきてゐるわけですね。非常に好みの変化というものも激しいのです。一定の見通しを持たず、遠い方針を立てませんと、また途中で植えては切り、植えては切りというふうになり、いたずらに混乱を招くようなおそれもございまして、これはよくよくライトを浴びてまいりました果樹振興の農政の方向に水をぶつかける意思は毛頭ございせんから、前向きに慎重に御研究を願ひたい。たとえばくだもの味の変化でも、非常に不規則みたいなのですから、変化をしていく一つの筋は立つてゐるのです。甘いリンゴがあまり出ますと、ちよつと酸味のあるリンゴをはしくなつてくる。味も、インド、国光のようなクラックリングというか、ぱりぱりとした味と、リヂヤス系統のメルティンというか、溶けるような味と、この二つの味が交互に流行の波に乗る。インドなども、一時は非常に好評を博したリソゴでありましたけれども、もうだめです。ですから、流行の移り変わりもいろいろあるもので、青の次には何がやるといふ色の流行の変遷さへも一つの筋があるのですから、国民並びに輸出上の嗜好の問題なども、科学的に検討すれば、その筋が見えられないことはないのです。これはやはり本気になつてお取り組みになつて——この振興法だけでは私には満足できませんけれども、出さないよりはけつこうですから、賛成いたしますけれども、ひとつこれを機会に、場合によっては農業基本法

と抵触する面が出てきたら、やはり大胆に改正を考へるくらいまでいって、いま非常に迷つてゐる果樹産業ですから——やつと芽を出したが、さつき大臣の御答弁のように果樹界は心配がないことはないのです。もうどんどん切つておこうかという傾向がかなり出ておりましたので、それを立て直すために、今後とも十分な御配慮をお願い申し上げます。私はこの要望を申し上げて、質問を終わります。

○倉成委員長代理 兒玉末男君。

○兒玉委員 まだきのうの質問が若干残つておりますので、その点を二、三ただして、最終的に大臣の御所見を承りたいと存じます。

まず第一点は、園芸局長にお伺ひしたいのでありますけれども、これからの果樹農業の健全な発展というのを考えますと、何と申しまして、国内における果樹類の消費の拡大ということが、きわめて重要なポイントではなからうかと考えているわけでありまして。しかも今回の法案の策定が、いわゆる計画的な生産を通じて安定させる、こういう点から考えますと、やはり価格の安定ということには、それだけ需要の増大ということがきわめて重要な問題ではなからうかと私は考えます。いわゆる消費拡大ということについて、一体現在までの施策だけにおいては十分であるかどうか。たとえば先般牛乳関係におきましても、学校給食等の面において、これが配慮されるような法的裏づけもなされたわけでありまして、同様に、私たち国民生活の上において、果実類の摂取ということは、西洋先進国に比較しまして、その摂取量というものは非常に少ないわけでありまして、こういう点から考えますと、そういうふうな学校給食等の問題を含めて、国内消費の拡大というのを考えるべきだと思つておりますが、この点について、局長は、この法案の改定にあたり、どのような考え方をもちてあるか、お聞かせいただきたいと思います。

○小林(誠)政府委員 お説のように、果実の消費の拡大をはかりますことは非常に重要なことでございまして。したがひまして、やはり果実製品につきましても、国民の皆さんに安心してこれを食べていただく、あるいは飲んでいただくということが必要でございまして。そういう意味におきまして、農林物資規格法に基づきますJASマークの貼付ということをしていただきまして、それによりまして消費者に内容の保証を行なうということを、これは将来も推し進めていきたいと思つてございまして。

また一方、この果実の製品、ジュースでございますが、果汁入り清涼飲料でございますとか、あるいは果汁飲料というもののについて、物品税がかつておつたのでありますけれども、JASマーク、日本農林規格適格品につきましては、免税措置ということになりましたので、その点におきましてメーカーの負担の軽減、あるいは消費者に安く売るといふこともできますので、その点がまた消費の拡大に役立つのではないかと今ふりかへておる次第でございまして。

また、学校給食につきましては、ミカンジュースにつきましては文部省、大蔵省といろいろ交渉いたしまして、そのミカンジュースを県の学校給食会が取り扱います場合に、これを収益事業として見ないという法制的改正も行なわれたわけでございます。またリンゴジュースにつきましても、そういう方向でいま折衝しておるものでございまして。小さいときからこういうジュース類に国民の皆さん方がなれていただくことによつて、将来そのジュースの伸びというものにも相当大きな動きをするのではないかと今ふりかへて、先ほど申しましたようないろいろな点につきまして措置いたしておる次第でございまして。

○兒玉委員 ただいまの点、私は非常に大事な問題だと思つておりますが、せつかく大臣もおいででございますので、特に未来をしっかりとつて立つ小学校なり中学校の学校給食といふことは、非常に重大な課題でありまして、家庭におけるいわゆる偏食的

○小林(誠)政府委員 輸出の振興につきまして

ところでございます。私たちとしても、力を注がなければならぬと考えておる次第でございます。ジュトロを通じていろいろ果実の宣伝をやっておるわけでございますが、一方また、その原料を確保するというのもたいへん重要なことになってまいりますので、県、かん詰め業者、国が資金を出し合ひまして、その原料取引について保証を行なう基金制度を設置いたしておるわけでありまして、それによりまして加工業者が安定的にその原料が取得できるような方途を講じておるわけでございます。いずれにいたしましても、やはり外国におきまして外国産のくだものあるいは

かん詰めというものと競争いたしますためには、そのコストを下げていく必要がありますので、生産の段階におきましても、またかん詰め製造の段階におきましても、その点につきまして、今後合理化を進めますことによりまして、外国市場への競争力をもっとつけていかなければならないというふうと考えておる次第でございます。

○児玉委員　大臣にこの際伺いしたいのですが、今回のこの法案の改正、特に問題のポイントとなるのは、いわゆる計画的な生産ということが非常に強調されておるわけでありませう。しかし、

これは先ほど来申し上げておりますように、基本方針を立て、また各県においても、これに基づいての計画をそれぞれ立ててまいるわけでございます。全国的によくそれらの行き方を検討いたします。進めてまいるわけであります。これらのいわゆる根本方針に即応して果樹の増植といったようなものを行なわしめて進めてまいること、これは御了承のとおりでございます。そういう方向に進むことは言うまでもございません。

なお、この際において、労働力の不足等については、いろいろの問題があるわけでございますが、それらにつきましては、でき得る限り合理的な経営、いわゆる構造改善その他の施策を通じて、特に防除関係の機械の導入といったようなことによって、労働力の緩和をはかり、それらの労働不足に対応して進めてまいらなければなりませんし、なおでき得る限り価格の安定をはかつていく必要があるでございますが、また一面、どうしても消費を増強させる意味において――やはり価格が高くなることによって生産が維持されるということとは、これは考えなければなりませんので、十分これらを安い生産費で利益の上がるようにということとは、これは平凡なことですけれども、さらに一そう将来これの必要性が加わってまいると思いますので、これは経営の近代化、栽培の近代化を十分進めてまいる。そういう意味で、

団地にしても十町歩以上、できるだけ共同作業によつてそれを進めていくということによつて、経営の合理化あるいは労働力の節減、また生産費の節減ということによつて、利益を得て、しかも生産が伸びていくというようなこと、これは申すまでもないのでありますが、そういう方向にも力を入れて進めてまいるといったようなことでございます。

要するに、将来にわたつて需要はずつと伸びるのでございますので、それに即応して生産の増強が必要でございますが、あまりでき過ぎて困るということになつてもこれは問題でございますので、それらの点については、将来の見通しをよく

十分立てまして、そしてそれに即応してそれぞれ進んでいくようにしたい、こういう考え方でございます。

○児玉委員 大臣にお伺いしたいのであります。が、私も宮崎県におきましても、県が、選択的拡大ということで、ミカンの植栽を非常に奨励しておるわけですが、しかし、私は、いままでの農林省なり県の指導の状況というものは見ておきますと、需給の関係ということよりも、ミカンがいいからミカンをつくれ、こういうことで、国全体の視野に立つた方針でなくて、その地域の若干の気象条件なり地理的な条件が適合であれば、できたそのものが安からうが高からうが、つくることに對する奨励は非常に積極的に行われるけれども、流通機構等なりあるいは共同出荷体制なり、価格の保証という面に対する指導というものが非常に不十分で、バランスがとれてない、こういう感を非常に強くするわけでありまして、でありますから、今後の増産計画にあたりまして、地理的な自然的条件等も十分考慮しながら、同時に、そのような販売機構におけるところのいわゆる流通面の強化ということと、並行的にしかも積極的に指導していかねば、常に農民は自然現象に支配される。豊作、凶作の差の激しい、このような自然的条件と戦っていかねばいけない生産農民の立場ということと、真剣に取り組んでいく必要があらうと思ふのであります。そういう点から考えますならば、このような条件の整備と同時に、流通面、特に生産者保護という点を慎重に私は配慮する必要があると思うのですが、これについて大臣の御所見を承りたいと存じます。

○坂田国務大臣 ごもっともでございます。さような関係から、先ほど申しましたように、十年の需給の見通しを立てて、各県とも協力してその方向に進んでまいりたいことが一つ。それからまた、一面においては、先ほど申しましたように、学校給食ができればそういう方向に進むとかいう、いわゆる需要の増強という問題も必要でございます。それと同時に、価格の問題は、いま

言われましたとおり、価格についてのいわゆる安定をはかっているという問題もきわめて重要であると存じます。ただ、現在のところ、一部のものについては、その価格問題が、若干その点において心配の点もなきにしろあらずでございますが、いまのところ、全般的には、これはもう児玉委員もよく御存じでございますが、まあほかの農産物に比較いたしますならば、そう心配もないと思ふのでございますが、しかし、結論においては、やはりこれは将来非常に重要な問題でございまして、価格問題についても十分検討を加えておかなければならぬ、こう思います。

○児玉委員 そこで、さらに大臣にお伺いしたのであります。が、昨日、局長にも質問したのでありますけれども、果樹農業振興計画の策定によつて、県知事は振興計画書を農林大臣に提出することになっております。これはもちろん大臣の認可、認定にはなっておりますけれども、やはり果実類の生産の状況のいわゆる地理的条件と客観的な諸情勢から勘案しました場合に、やはりプロク的な、広域的な立場から、全体の生産調整ということ等を考へていかねばいけない。そういうことになりまして、やはり農林省の積極的な指導というものが必要ではなからうかと私は考えます。

これは昨日仮定の問題として申し上げましたけれども、たとえば、大洋漁業等が一万羽、二万羽というような集中的な養鶏をやつて、そうして地域の千羽程度の養鶏を営んでおる農民に致命的な打撃を与えている事例もあるわけでありまして、今後、果樹園芸の場合においても、同様な危機が生まれてくる危険性があるわけでありまして、特にこの振興計画は、単に県知事がそれを提出することだけによつて十分の目的を達成することは非常に困難であり、同時にまた、県の計画等によつてその生産に参加いたしましたも、これに全く無関係の他の食品工場等のこのような計画を無視した進出を十分警戒をするわけでございます。ですから、この振興計画の提出にあたっては、これに関

係なく進出する民間企業等との関連ということを十分配慮する必要があると思ふのであります。ですから、これは認定ではなくとも、積極的な指導あるいは広域的なこれに対するところの審議会等の設置ということが必要ではなからうかと思うのであります。この点、特に私は重大な問題であらうかと存じますので、大臣の御所見を承りたいと存じます。

○坂田国務大臣 ごもっともでございます。したがいまして、先ほど申しましたように、今度の場合の需給の見通しというのは非常に重要でございまして、これは各方面の意見を十分聴取して、この見通しをきめるというのが一つでございます。それから、もちろん、民間の企業をどうするとか、それはできませんが、各県の具体的な問題に進めて、合理的なところで話を進めてまいるといふことはもちろんのことでございます。

○児玉委員 いま大臣の御答弁で、私が心配しておるような点は、大体今後の指導によつて解消できるものと信頼をいたしたいと存じます。次に、生産されたところの果実類の取引の取りきめということでございます。今回特に加工部門の合理化、この事項が本案改正のポイントにならうと思ふのですが、何と言いましても、生産する農民とこれを買取るところのいわゆる果実加工業者、こういう立場から考えますと、売り手よりも買い手のほうがいかなる場合においても強いわけでありまして、でありますから、いままで大臣が再三答弁されましたように、価格が暴騰暴落ということとなくして、安定した中において、この生産に従事する生産農民といたしましては、特に加工業者等との価格の取りきめということがきわめて重大な要素をなすわけでありまして、そういう点から考えますと、今後このような取引におけるいわゆる販売に関するところの数量なり価格、その取引の方法ということがきわめて重要な問題であります。そういう点から考えますと、これはこの果樹農業振興計画の策定にあたりまし

ても、大体その中心は府県単位になっておりますが、この取引の策定にあたりまして、一体、これは国全体の、いわゆる全国的な規模における取引の原則というものを確立するのか、または府県単位にこれをなされるものか、それが第一点。それから、やはり流通機構は今日非常に不備であります。少なくともこのような正規の市場を通じて行なう場合は別といたしまして、民間が経営する市場等の場合においても、やはりこの規制外のいわゆるアウトサイダー的な生産を行なっている場合においては、とにかく市場価格というものが非常に混乱におちいる場合も予測されるわけでございますが、この果実取引の取りきめについてどのような配慮をなされているのか、この点明らかにしていただきたいと存じます。

○坂田国務大臣 加工部門の価格その他の取引の面が非常に重要でございます。したがしまして、これらについては、今度の法律におきまして、農林大臣が取り消しあるいは変更を命ずることもできるような仕組みにいたしまして、適当に、また妥協な線でこれらの取引が行なわれましますように十分注意をいたしておるような次第でございます。

なお、これらについては園芸局長から詳しく御返事申し上げます。

○小林(誠)政府委員 取りきめの範囲でございますが、これは取引の実態から見まして、大体一府県の中あるいは数県にまたがる協定になるかと思ひます。その内容といたしましては、数量でございますとか、価格でございますとか、その他の取引方法でございますとか、その内容が果樹農業の健全な発達、また果実加工業の健全な発達に支障があると思ひますれば、先ほど大臣のお話でございましたような処分もできるものでございまして、したがしまして、そういうことによりまして協定が公正に行なわれますことを指導もし、また監督もいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○児玉委員 ただいまの局長の答弁には非常に不満であります。特に過去においても幾多の例があるわけですが、このような価格体系というものと、それから特に加工業者というのは非常にどん欲でありまして、とにかく生産農民の足もとを見すかしたようなやり方をやるわけでありまして。たとえば、具体的な一つの例と申しますならば、こういう人たちが、たとえば肥料なりあるいはこの果樹園芸に関する農薬なり農機具なり、こういうものを売り込んで、そして生産農民を搾取するという幾多の例があるわけでありまして。こういうことで、特に果樹等の場合は、過去の歴史から見ても、いわゆる自力によって自分の長年の経験によつて、この果樹園芸というものが営まれておるわけでありまして、国の積極的な保護政策なりあるいは生産組合等強力な組織的な力というものが、農協その他に關して、他の農作物の關係に比較しまして、非常に弱いのではないかと私は懸念いたしております。というのは、長年の親子何代かにわたる伝統によつてこのような経営がなされたという点から、果実類のこのような生産についても、またその技術についても、なかなかよその人には教えない、こういう一つの、何といひますか、封建性が非常に強いわけでありまして。こういう点から考えましても、私はやはりもう少し積極的な取り組みが必要であらうと思うのですが、こういうふうな弊害から生産農民を保護するということが、価格安定にもきわめて重要であり、今後の生産をふやす面においても、農民が安心して生産に従事できるという重大な問題でございまして、再度大臣の前向きな御答弁を私は要求いたすわけでありまして。

○坂田国務大臣 実はこの加工問題については、生産農民が加工する形にまで進むことが、非常に理想的であり、またさすべきものであると私は思うのですが、この前、愛媛県のごときは、ミカンについて、ミカン生産業者が、生食のミカンのいろいろの出荷の問題、選果の問題、それらのこと以外に加工の面にも大きく進出しております。これは一番理想的の

形ではないかと思う。またそう進むべきものではないかと思うくらいであります。しかし、これは急激にそこまで行きませんし、また事実、現在、別の加工業者の進んでおるところにおいては、また別の形が進んでおるのでございまして、これは一がいにそういうことをいま強行するという考え方はもちろんございせんが、生産者としてはそこまでいくということはいくのが進むべき一番理想的な形ではないか、こう私は思うのでございまして。しかし、現状はそうはいきませんところも相当多いのでございまして。それらにつきましては、加工業者と生産業者との間の取引については、十分これが妥当に結ばれてまいる、そして共存共栄に進み得るよう進めてまいりたい。ただし、現在のところ、どうかと申しますと、それはところによつては例外はございしますが、一応、牛乳とかその他のものに見られるような著しい不安はないように思います。そういう現在でございまして、けれども、将来の問題をよく考えまして、そういう点について十分検討も加え、将来そういう方向に進むべく努力を払い、かように存じておるわけでございます。

○児玉委員 その次に、果実並びにかん詰め類の輸入対策でございまして。この点は、先ほど淡谷委員が華山委員からも話があったと思うのですが、特にバナナ等の輸入の自由化によつて、年々輸入量は増加の一途をたどつております。そうしてまた、最近ではフリーピンを中心としてパイナップルの伸びが非常に強いわけですが、やはりこれからの国内の果樹園芸というものを展望する場合に、自由化の影響によつておくれしている生産形態、技術の革新、または労働力の停滞、そういうふうなもの、また地域のあるいは自然的条件、経営の規模、流通機構、こういう客観的な諸情勢から対処した場合に、どうしても価格の面においては非常に立ちおくれがあるわけでありまして。しかし、これは日本の置かれてある諸般の客観情勢というものを判断する場合に、やはり輸入対策について、関税その他、国内の果樹園芸に従事す

る生産者、また消費者、この全体を含めて、私は、積極的な保護政策をとりながら、最終的に輸入対策についても対等の競争ができるような保護政策をとつていかなければならないと考えるわけでありまして。こういう点から考えますと、特にバナナなりパイナップル等においても、この生産をしていられるところの地域の、いわゆる諸外国の労働条件というものを比較しますと、たいがい後進国であり、しかも労働条件というものが非常に劣悪な条件のもとに、このような競争がなされているという事実をわれわれはやはり十分見通して、対策を立てる必要があるかと考えるわけでありまして。そういう点から、今後のこの輸入対策については、国内における果樹園芸に従事する生産農民の立場を考え、同時にまた、安定した需給関係というものを考えます場合に、やはり国内の果実あるいはかん詰め類等の生産維持と同時に、拡大ということに積極的な施策が必要であらうかと考えますが、この輸入対策等、国内における保護、維持、生産拡大という点に対する大臣並びに局長の御所見を承りたいと存じます。

○坂田国務大臣 ごもっともでございまして、加工のみならず、生果でもそうでございしますが、最終的目標としては、生産性の向上をはかるということによつて、それらの輸入品とも十分な競争のできる方向に、構造改善その他技術的な面においても改善を加えてまいることが必要でありますけれども、現実の場合としては、やはりにわかにそういう理想的なこともいきませんので、御説のとおり、たとえばバナナにいたしましても、七〇%の関税をいまかけてそれらの関係をよく見ておりますし、またパイナップルも五五%、多少これはやはり考えていかなければならぬとは思ふけれども、そういうことで、御説のとおり、過渡期としてこれらの問題を十分考えて、国内の生産にできる限り支障なからしめるという方向に向かつて検討を加えておるのでございまして。また過渡期においてはやむを得ないのでございまして。お説のとおりの問題を十分考えてまいりたい、こういうふう

に考えております。大臣が先ほどお答えになりましたとおりでございまして、輸入対策並びにそれに伴います国内保護対策につきましては、あくまでも十分力を注いでいきたいというふうに考えております。

○小林(誠)政府委員 大臣が先ほどお答えになりましたが、何と申しまして、今後の果実に対する需要というものは増大の方向にあるかと存じます。しかし、再三申し上げますように、この増大には、いわゆる供給をする生産者と、それから消費者との関係において、明日から始まる野菜法案の関係においても、特に問題の重点は、需給のバランスということと同時に、流通機構の積極的な改革ということが非常に大事であります。再三申し上げますが、たとえば芝浦屠場の問題等についても、あらゆる機会にあれだけやましく主張して、なかなか問題の解決ができない。今日の各種物価のその基本をなすもの、価格の底流をなすものは、抜本的な流通機構の改革ということについて、関係大臣が積極的に、しかも勇断をふるわなければ、私はこの解決はできないというふうに考えます。この点は、特に果実の場合においても例外ではございません。こういう点から、この法案の制定を通じ、生産者、消費者ともにこの法律の恩恵に浴するため、特にこの法案全体を通じて、また農林省自体が指摘しておりますように、流通の改革なくして、生産者も消費者も保護できないという立場から、最後に大臣の御所見をひとつお聞きしまして、私の質問を終わりたいと存じます。

○坂田国務大臣 ただいまの児玉委員のおっしゃるとおりでございまして。いまこういうふういろいろやっておるのでございしますが、農業流通機構の改善の必要なことは言うまでもございせん。今日もいろいろそういう点については、並行して検討を加えておるようなわけでございまして。申し上げるまでもないのでございまして。御説のとおりでございまして。

○倉成委員長代理 他に質疑もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○倉成委員長代理 これより本案を討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長代理 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉成委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○倉成委員長代理 次会は明二日開会することにし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会